

〈論 文〉

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

平井 正文

I 府議会における供米・食糧問題をめぐる審議過程（その1） ——食糧・農業調整委員会の活動——

1. 昭和20（1945）年の状況

大戦末期、食糧は絶状況におち入り、食糧確保のために政府は4月、生産者米価を一挙に30円値上げして、一石当たり92円50銭に決定した。

しかし、主食を確保する見通しがたたないために、7月11日ついに主食の配給を2合1勺と一割減少する措置をとらざるを得なかった。だが、これが遅滞なく配給されたわけではなかった。

大戦の末期的状況下で食糧増産対策（主食についての）もお手あげ状況となり、京都府では6月になって、1)桑園を整理して大豆8千石を目標に増産する。2)未利用資源の確保ということで野草の茎葉部や野生小動物までも食糧化する。3)焼畑1,000町歩を造成する計画を打出したが、遂に不発におわった。

8月15日の敗戦後も、食糧危機は一層激化した。10月26日、政府は食糧435万トンの輸入をGHQに要請すると同時に、農林省は開拓局を設置して未墾地の開拓に着手することになった。さらに、農林省は総合供出制を10月末に採用し、各府県と折衝を開始した。そして、11月9日、緊急開拓実施要項を閣議決定し、5ヶ年間に155万町歩（府県85万町歩、北海道70万町歩）を開墾し、入

植農家を100万戸造成する計画案を発表した。

これを契機に、府は旧軍用地等2,100町歩の開墾を計画することになった。そして、この年度の供出割当を40万6,000石と決定した。この割当額は、当時の戦争によって壊滅的打撃をうけている農業生産力にしてみれば、きわめて過酷なものであった。

府は、12月18日に「食糧対策委員会」をとくに設けて、食糧飢餓線上にある状況をなんとしても克服していくことがせまられた。そういう過酷な状況にあったにもかかわらず、農業会倉庫に大量の供出米が在庫しておることが判明し、農民から検査所・食糧営団に非難が集中するという官僚的統制の弊害も露呈した。

12月29日、戦時体制の一環として施行された「農業生産統制会」は廃止されることになった。

12月、生産者米価を1石150円、消費者米価も75円に引上げられた。このときの消費者米価は、生産者米価の2分の1であった¹⁾。

2. 飢餓道下の食糧危機

1) 「主食3合配合」の要請

敗戦後ひらかれた12月府議会の冒頭、食糧飢餓の状況から脱出するため、「主食3合の配給」を要請する意見書をださざるをえなかった。

意 見 書

国民食糧ノ現実ハ日ニ逼迫ノ度ヲ加ヘ正ニ飢餓線上ニアリ政府ハ宜シク万策ヲ施シ以テ主食3合配給ヲ速ニ断行サレントヲ望ム

右府県制第44条ニ依リ意見書提出候也

昭和20年12月1日

京都府会議長 大西太郎兵衛

1) 京都府立総合資料館「京都府百年の年表」3、農林水産編（以下「京都府百年の年表」とする）昭20（1945）年による。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

内閣総理大臣 幣原 喜重郎殿

提出者 全 議 員²⁾

2) 「増産コソ刻下ノ急務」

戦後、最大の国民的課題は、国民生活にとって欠くことの出来ない食糧の確保であった。

木村知事は、昭和20年産米が未曾有の凶作であるなかで、食糧確保のために供出割当は完遂せねばならず、「何トシテモ増産コソ刻下ノ急務」だとして、府議会において次のように要請している。

「肇國以来、未曾有ノ大変革ニ際会スルニ至ッタノデアリマス。……

「ポツダム」宣言ノ各条項ヲ忠実ニ履行シ、平和国家トシテノ新日本建設ノ為ニ、引続キ更ニ大ナルモノトシテ、之ガ継続ヲ致サナケレバナラナイノデアリマス。……

政府ニ於マシテハ、曩ニ諸政ノ革新断行ヲ期シ、之ガ施政大綱トシテ民主主義政治ノ確立、或ハ食糧問題ノ解決等8大政策ヲ闡明ニセラレマシタコトハ、既ニ皆様ノ御承知ノ通リデアリマス。……

戦争ニ依リ破壊セラレマシタ国民生活ヲ、速カニ安定シ、国力ノ恢復ヲ図ルハ喫緊ノ要務ガアリ、之ガ解決ノ根本ヲナスモノハニ主要食糧品ノ絶対量ノ確保ニ在ル、ト申シテモ何人モ異論ノ存セザル所デアリマス。

政府ニ於キマシテハ、海外ヨリノ食糧移入ニ關シ、聯合国ノ同情アル考慮ヲ求メテ居ルノデアリマスガ、仮令其ノ同意ヲ得ラレマシテモ、船舶輸送見返リ物資等ノ問題モアリ、前途ハ決シテ樂観ヲ許サナイノデアリマス。殊ニ、本年産米ハ、未曾有ノ凶作ニ遭遇シ、食糧需給状況ハ愈々逼迫シツツアルノデアリマシテ、差当リ昭和20年産米ノ供出ニ就テハ、此ノ際政府ノ方針ニ基キ、更ニ一般農家ノ意志ヲモ充分反映セシメ、円滑且ツ急速ニ完遂シ得ル如ク最善ノ努力中デアリマス。

2) 「京都府議会議事録」昭和20年第1号 12月1日 5ページ。

併シ乍ラ、何トシテモ増産コソ刻下ノ急務デアルコトハ、今更論ヲ俟タナイ所デアリマス。……

去ル11月20日、青果物及魚類等生鮮食糧品ノ公定価額及之ガ配給統制規則ガ撤廃セラレ、価格ノ急激ナル昂騰ヲ示シ、為ニ出荷及配給上ノ秩序ヲ維持スルノニ、相当困難ヲ感ジ居ル実情ニ在リマスノト、一方府民生活ニ及ボス影響ノ深刻ナルモノガアリマスノデ、之ガ対策トシテ、青果物ニ付テハ京阪神市場ノ価格協定ノ強化、農業会ノ自主的出荷統制ノ確立及荷受機関ノ產地買付等ノ方途ヲ講ズルト共ニ、魚類ニ付テモ消費地ニ於ケル公正ナル配給、大口買占ノ防止、水産業会ノ自主的出荷統制ヲ図リ、府民ニ對スル供給ノ保障ニ付キ極メテ深甚ナル考慮ヲ払ヒ、万全ノ対策ヲ期シテ居ル次第デアリマス³⁾」と所信を表明した。しかし、事態は一刻の猶予もないような食糧飢餓線上にあったのである。

3) 極限状況の食糧不足

冒頭、質問に立った中川源一郎議員は、飢餓線上にある食糧問題について、「世界ハ再ビ平和ノ光ガ輝キ、人類ハ武器ヲ捨てテ、其ノ本来ノ使用ヲ果ス為ニ本来ノ使命ニ還リツツアルノデアリマス。……

現在食糧ハ、有ル所ニハ相当隠匿サレテ居ル。偏在シテ居ルノデアリマス。値段サヘ高ク出シマスナラバ、幾ラデモ沢山数量ヲ纏メテ手ニ入ルコトガ出来ル、ト云フ人モアルノデアリマス。今日迄ハ、物ト物トノ交換が相当ハヤリマシタガ、モウ既ニ都会人ハ出シ尽シテシマヒマシタ。永年ニ亘ッテ蓄ヘタ零細ナ貯金ヲ使ヒ果シ、一枚々々造リアゲタ衣料其ノ他ノ家財ヲ農村ヘ運ビ出シテシマッタ今日、生キテ行ク為ニハ如何ニスレバ良イカ」と隠匿物資の摘発と戦中から続いた「買出し」の極限状態を指摘して、供出制度の矛盾に言及し、

「田ノ実収率ニ依リマシテ、米ガ何石穫レル。馬鈴薯ガ何貫穫レルト云フコトヲ見定メマシテ、ソシテ田其ノモノノ価値ニ依ッテ供出率ヲ決メルト云ウコ

3) 同上 11~21ページ。

トニ改善シテハドウカ。

〔「サウ云ッテ合ニヤッテ居ル」ト云フ者アリ〕

私ノ見テ居ル所デハ、相互組織ニナッテ居ラヌ。篤農家ハ何処迄モ供出ヲ強ヒラレテドシドシト、自分デオ粥ヲ食ベテモ米ヲ供出シテ居ルト云フ様ナ状態アリ、意ケタ者ハ出サズニ居ル。斯ウ云フ様ナ有様ガ見受ケラレルノデアリマス。農事実行組合ヲ改善スル必要ガアル、ト私ハ此ノ点ニ於テ考エルノデアリマス」と。そして、闇取引の実態にふれて、

「兎ニ角、今日ノ急務ハ如何ナル点ニ闇ガアルカ。一升百円ノ金ヲ出セバ、幾ラデモ米ガ集ッテ来ルト云フノハ、何故ニサウ云フ現実ノ問題が起ッテ来ルカ。私共ハ一日モ早ク闇ヲ抑ヘテ、ソシテ其ノ根源ガドノ点ニアルカト云フコトヲ抑ヘルコトガ急務デハナイカ、斯様ニ私ハ考ヘルノデアリマス。……

物々交換ヲシタイト云ウ考ヘ方ガ、農村ニ相当アリマスガ、今後ハ其ノ物ヲ都会ノ者ハ殆ド出シ尽シタ為ニ、其ノ物々交換ノ材料スラ無クナッタ状態ニ相成ッテ居ルノデアリマス。生活上ノ脅威ハ、副食物ダケデハイケナイ。或ハ味噌、醤油、野菜、諸類、魚類ト云フ様ナ副食物モ摂ラナケレバナラナイ。

今日都会ニ於ケル野菜、魚類、諸ノ穫得ハ何一つ軌道ニ乗ッテ居ルモノハ無イ、ト私ハ断言シテ憚ラナイノデアリマス。

諸ハ、他府県ニ参リマスト相当ナ配給ヲ致シテ居リマス。京都デサヘモ、1人当リ7貫ノ配給ヲ受ケルモノト心得テ居リマシタ。然ルニ、タシカ只今デ1貫500匁平均シカ渡ッテ居ラヌト思ヒマス。ソソナコトデ宜シイノデセウカ。……

野菜モ亦ベラボウニ高イ。葱一本ガ1円、大根ガ一本ガ1円カラ1円80銭ト云フ、曾テ見ザルベラ棒ナ相場デアル」と指摘した。

そして、栄養失調のために衰弱死した事件にもふれて、「政治ノ良否ハ、何ト申シマシテモ第一ニ食糧問題デアリマス。現在ノ配給デハ、人間ガ生テキ行クコトハ出来ナイ。或ル高等学校ノ教授ガ、配給ダケデ辛棒シテ到頭衰弱シテ、死ンデアッタ。又、其ノ家族モ栄養不良デ今正ニ瀕死ノ状態ニアル。……

然ルニ、過日農林大臣ノ議会ニ於ケル答弁ハ、食糧ノ危機ハ明春ノ4月・5月・6月カラデアル、驚イタモノデアリマス。……

長官ハドウ云フ風ニ、此ノ点御考ヘ下サッテ居ルカ。餓死線上ニ曝サレタ此

ノ深刻ナ以上ノ生活ノ実態ニ対シテ、京都府ハ府トシテ緊急ナル措置ヲ講ズルノ御考ガアリヤ否ヤ。……

食糧ノ安定ハ、主食物3合ノ配給ニ在ルト云フコトハ、我々府会全会一致ヲ以テ決議シタ所デアリマスガ、マッカーサー司令部ノ許可ニ依リマシテ、朝鮮其ノ他カラ既ニ米其ノ他ヲ輸入スルコトガ認メラレタト云フ吉報ヲ、私共ハ新聞ニ於テ、ラジオニ於テ拝承致シタノデアリマスガ、之ハ一体ドノ程度ニ進行致シテ居ルノデアルカハ、果シテ確実ナモノデアルカ、若シ確実ナモノデアルト致シマスナラバ、京都府ハ京都府トシテ、一日モ速カニ2合3勺ノ主食物ヲ配給シテ貰ッテハドウカ。2合3勺ハ確実ニ配給が出来ルト云フコトヲ、農林大臣ハ唱ヘラレ、粉食ヲ混ゼル場合ニハ3合配給可能ト云フコトヲ、議会ニ於テ答弁シテイラレルノデアリマス。私共ハ何レニ致シマシテモ、速カニ粉食設備設置ト云フコトノ実行ヲ、一刻モ早クヤッテ頂キタイ」とせまった。

つづけて、「配給ノ適正ノ問題デアリマスガ、現在ハ横流レガ相当多イ。……

ドウシテモ、此ノ配給ノ適正ト云フコトヲ、速カニ講ジテ貰ハナケレバナラヌト思フノデアリマス。此ノ改善ニ対スル御意見ヲ承リタイ。又、私ハ官民代表ノ魚類及ビ蔬菜等ノ集荷配給ニ対スル改善委員会ト云フヤウナモノヲ、今日設立シテ頂イテ、適正ナ配給集荷ヲヤルト云フコトニ専念シテ頂キタイ。……

府・市ノ青果、魚類等生活必需物資ノ確保、急速ナル配給ヲ徹底的ニ改善断行スル。サウシテ、府民ノ生活ヲ安定確保スルト云フコトハ、今日急務中ノ急務デアルト考ヘルノデアリマス」とのべ、配給制度の改善をせました。

さらに、「食糧問題ノ序ニ、学童給食制度ヲ速カニ復活セシムルノ考ヘガアリヤナキヤ、之ハ相当議論モアリマシタガ。……

従来ノ学童配給制度ト云フモノヲ、国民学校ニ於テモ、中学校ニ於テモ、モウ一度ヤッテ頂キタイ。……

闇取引ニ対シマシテ、今府ト致シマシテノ態度、之ハ如何ナル対策ヲ執ラレルカ、闇取引ヲ放任主義デ行カレルカ、闇取引ハ絶対ニ撲滅主義デ行カレルカト云フ御方針ニ対シマシテ、私共ハ此際ニ承リタイト思ヒマス⁴⁾。」と質問し、

4) 同上 第2号 12月5日 32~39ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

当時府民がひとしく食糧飢餓線上にある実態にふれながら、この克服策についての全面的な施策の追求を展開した。

4) 戦争責任の追求と飢餓道の克服策

また、辻井民之助議員も社会党議員団を代表して、現下の食糧問題をついた。「木村知事ハ、弊原内閣ニ依テ抜擢サレタ民間出身ノ4知事ノ1人デアル。又、自ラ民主主義者ヲ以テ自認サレテ居リ、民間ニ暫ク下ッテ居ラレテ、下情ニ相当精通サレテ居ルデアラウ。従ッテ、相当府民ノ現在ノ食糧問題、其ノ他重要問題ニ付テ思ヒ切ッタ革新的ナ施策ヲ行ッテ貰ヘルデアラウト、府民ハ相当期待シテ居ツタノデアリマシタガ、現在ノ所デハ一向サウシタ御手腕ヲ拝見スルコトハ出来ナイ。相当、我々ハ失望ヲ感ジテ居ルノデアリマス。……」

今日、府民ノ大衆ニトリマシテ、何ヨリモ重大問題ハ、食糧問題ニ対スル根本的ナ解決デアリマス。現在、敗戦ノドン底ニ全府民トハ申シマセヌガ、私ノ謂フ戦争ノ犠牲者、或ハ被害者トモ謂フベキ勤労大衆ハ、生キ乍ラノ飢餓道ニ呻吟シツツアルノデアリマス。

此ノ食糧問題ヲ解決セズシテ、新日本ノ建設モ、日本再建モアッタモノデハナイ」と云い切っている。

そして、「何ヨリモ現在ハ、食糧問題ノ解決ガ第一ノ重要問題デアルト考ヘル。……私ノ如ク、自ラ完全ニ栄養失調ニカカッテ居ル府民ノ1人トシテ体验カラ出ル叫ビトハ、自ラ異ル所ガアラウト考ヘマスノデ、私ハ日本社会党議会議員団ヲ代表致シマシテ、再び食糧問題ニ付テノ質問ヲ致シタイト思フノデアリマス。

前東久邇宮内閣並ニ現幣原内閣ノ無能ノ為、何等之ニ代ル対策モセズニ、生鮮食料品ノ丸公ヲ外シ、自由販売制ヲバ行ッタ。其結果ハ、ナル程、イロイロノ食糧品ガ市場ヤ店頭ニ姿ヲ現ハシテ居リマス。然シ、其ノ価格タルヤ、実ニ配給制度ノ時代カラ見マスト、3倍、5倍、甚シキニ至ッテハ10倍ニモ暴騰シテ居ル。

私ハ、知事ヤ経済部長ハ、一度「錦」ノ生鮮食料品自由市場ヤ、或ハ京都ニ

モ数ヶ所出来マシタ闇市場ヲ、視察シテ貰ヒタイト思ヒマス。目下1尺モアルヤウナ大キナ立派ナ鯛が出テ居ル。1貫目以上モアルヤウナ美味サウナ蛸モ出テ居ル。林檎モ、蜜柑モアル。凡ユル美味サウナ食糧品ガ続々ト店頭ニ姿ヲ現ハシテ来タ。然シ、現在ノ勤労大衆ハ、一体ドレ程ノ収入ヲ得テイルト考ヘテ居ルカ」と生鮮食料品の丸公廃止の責任を追求した。

そして、戦争責任の弾劾と追求において「府民ノ先頭ニ立ッテ、府民オバ残虐ナ帝国主義戦争ニ駆立テ、サウシテ戦争デ儲ケテ来タ、斯ウ云ウ連中が現在尚モ指導的ナ地位ニ少ナカラズ立ッテ居ル。……囊ニ「マッカーサー」司令部ノ命令ニ依リマシテ特高ガ廃止トナリ……

役人ハ中ニハ、戦時中権力ヲ濫用シテ、盛ソニ府民ヲ圧迫シテ、府民ノ怨嗟ノ的トナッテ居ルヤウナモノガ少クナイ。サウ云フ人ガ、今尚其ノ職ニ恬然トシテ居リ、何等責任ヲ執ラナイ。囊ニ、私ハ大西前府会議長ニ戦争責任者トシテ辞職ヲ勧告致シマシタ。……

役人ノ中ニモ、……何等責任ヲ執ラナイシ、又知事モ何等処分シヤウトモシナイ。……

戦争ガ済ンダラ、一遍ニ看板ノ塗リ変ヘヨヤッテ、今後ハ民主主義デゴザイ、ト云フヤウナコトデ、猫撫デ声ヲ出シテ頭ヲ下ゲテ来ラレテモ、出ス気ニラヌ。供出ガ十分ニ行カナイノハ、斯ウ云フ点ガ相当禍シテ居ルト、私ハ思フ。……現在ノ2合1匁ダケデ、若シ闇モセズ配給ダケデ賄ッタナラバ、必ズ栄養失調ニナッテ死ンデシマフノハ、是ハモウ今日ノ医学ノ上デモ明ラカニサレテ居ル所デアリマス。……

戦争デ金ヲ儲ケタモノノミガ贅沢ヲシテ、其ノ為ニ戦争ノ犠牲者デアル我々ガ飢ヘ死スルト云フヤウナコトハ、断ジテ此ハ国民ノ道義ノ上カラモ、人道ノ上カラモ許スベカラザルコトデアリマス。而モ、之ガ白昼公然ト行ハレテ居ルノデアリマス。私共ガ、主食3合配給ヲ主張スルノモ、此ノ為デアリマス」と主張した。

そして、主食3合配給が目下の危機克服策であるとして、ヤミ取引の摘発を強く要求した。

「3合配給スル為ニ、徹底的ニ検挙サレテ貰イタイ。……是が府民大衆ノ切

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

実ナル声デアル以上，十分ニ此ノ府民ノ声ヲ中央ニ伝達シテ貰ヒタイト思ヒマス。……3合配給ハ中央ノ問題デアリマスガ，之以外ノ府デ出来ル方法トシテ，此ノ勤労府民大衆ヲ餓鬼道カラ救フ為ニ，然ラバ今何ヲヤルガヨイカ。私ハ，其ノ一，二ノ対策ニ付テ，申上ゲテ見タイト思ヒマス。

私ハ，現在警察部ガ「サボータージュ」ヲシテ居ルノデハナイカト思ヒマス。昨日モ問題ニナリマシタガ，大勢ノモノガ喰フヤ喰ハズニ困ッテ居ル場合，闇市場ニハ穀物統制法，米穀統制法等イロイロノ法規ニ依テ，自由販売ガ禁止サレテ居ルヤウナモノガ，無数ニ出テ居ル。何故，之ヲ取締ラナイノデアルカ。……

此ノ食糧危機ノ解決ヲシナイナラバ，遂ニ蜂ノ巣ヲ突ツイタヤウニ，收拾スペカラザル事態ヲ惹起シテ，日本ノ再建モ何モアッタモノデハナイト云フヤウナコトニナリ，遂ニ進駐軍ノ手ニ依ッテ，治安ノ維持ヲシテ貰フヨリ他ニナイト云フヤウナ状態ニナラストモ限ラナイ。警察部長ニ，斯様ナ治安ヲ飽迄モ維持サレル御信念アリカドウカ。……

ソコデ，府ガ出来ル之ガ対策トシテハ，是ノ闇ノ徹底的ナ取締リデアリマス。或ハ，隠匿食糧品ノ徹底的ナ摘発デアリマス」と追求した。

そして，建設的提案として生産と消費を直結することの必要性と，町内会・隣組を改組して，消費組合として活用する旨の現実具体策を提案した。

「更ニ，モウツハ，生産地ト消費地ヲ直結スルト云フコトデアリマス。

昨日ノ京都新聞ヲ見マスト，東山区デハ山科ニアル農業会ト直結シテ，毎月5,000万貫カノ蔬菜類ヲバ，時価ノ半額デ配給スルト云ウヤウナコトガ行ハレルコトニナッタト掲テ居リマスガ，之ト同ジヤウニ，京都或ハ其ノ他ノ消費都市，福知山，舞鶴等ノ消費都市デハ幸ニ戦時中天下リノ仕事ヲサセタ町内会，隣組ガ出来テ居ル。之ヲ改組スレバ，直チニ消費組合ニナルノデアリマス。サウシテ，此ノ事務所モアリ，人モ居ル，立派ナ機関ヲ，戦時中ハ天下リ的ナ仕事ヲサセテ能率モ上ラナカッタガ，今度ハ，市民ノ為，消費者ノ為ノ機関トシテ消費組合ノヤウナモノトシテ活用スル。サウシテ，産地ト直結シテ，成ル可ク競争ヲ避ケテ，サウシテ最モ妥当ナ生産費デ以テ取引スルヤウニスル。之デ制度化スルコトハ，多少困難カト思ヒマスガ，敢行スレバ，斯様ナコト位出来

ナイ筈ハナイ。農業会、其ノ他ノ出荷組合、出荷団体ト直結致シマシテ、サウシテ無理ノナイ価格デ纏メテ取引ヲスル。農業会デハ幾ラ買出シニ来テモ乗ラナイト云フコトニナリマスレバ、今ノヤウナベラ棒ナ価格ハ、ウント下ッテ云ル。……産地出荷団体ト消費者ノ側トガ直結シテ、サウシテ正当ナ価格デ以テ取引シ、中間ノ利潤ヲナクシテシマフ。之モ一つノ大キナ方法デアルト思ヒマス⁵⁾」と発言した。これは、まことに時機をえた提案であった。

5) 取締りの黙認と「粉食奨励」・「緊急開拓」

この辻井議員の質問に対して、木村知事は「第一ニ、食糧問題ニ関聯致シマシテ勤労所得者ガ如何ニ生活上ノ困難ヲ感ジテ居ルカト云フコトニ関シテ、辻井議員カ縷々オ述ベニナリマシタガ、此ノコトニ付テハ私共同一ノ印象ヲ持ッテ居リマス。……

次ニ、3合配給ト云フコトハ、望マシイコトデアル。然シ、之ハ府バカリデハ出来ナイ。中央ノ問題デアルト云フコトヲ申サレマシタカラシテ、此ノコトニ付テハ、再ビ私が説明申上ゲル必要ハナカラウト思ヒマス。但シ、辻井議員ノ御意見ニ依リマスト、不都合ナコトガ公々然ト行ハレテ居ッテ、之ニ対シテ警察部ハ恰モ「サボタージュ」ヲシテ居ルカノ如キ状態デアルト云フ2、3ノ例ヲ挙ゲラレマシタガ、其ノ中最モ重点ヲ置カレマシタ事柄ハ、第一ニ無免許ノ料理店ガ市中ニ蔓延シテ居ルト云フコトデアリマス。……

ダンダン研究シマスルニ、是レ亦一概ニ排斥出来ナイノデアリマス。

日用品ヲ売ッテ居ル店舗、若クハ露店ニ於テ、丸公ヨリモ数倍モノ高イ品物ヲ売ッテ居ルノハ、甚ダ不都合デハナイカ、斯フ云フモノニ対シ、徹底的ニ取締ル意思アリヤ否ヤト云フ御質問デアリマスガ、是亦些カ考ヘヲ要スルモノデアルト思ヒマス。……

非常ニ暴利ヲ貪ルモノハ、之ヲ取締リマスルガ、相当ノ値デアリマスレバ、之ハ現下ノ非常ノ場合ニ於テハ、已ヲ得ザルモノトシテ黙認スルト云フ方針デ

5) 同上 第3号 12月6日 98~111ページ。

進ミタイ」と取締りについては、黙認の方向を明らかにした。

さらに、「夫レカラ第三ニ申サレマシタ消費者ト生産者ヲ直結スル組織ヲ設ケヨウト云フコトハ、私ハ大賛成デアリマス」として、

即チ消費組合ヲ設ケルコトヲ獎励スルト云フコトデアリマシテ、実ハ戰前ハ是ノ消費組合ハダンダン発達シツツアッタノデアリマシタガ、戰争ニナリマシテ統制機構ガダンダン強化サレルニ従ッテ、何時ノ間ニカ消費組合モナクナッテシマフ、ト云フヤウナ有様デアリマシテ、是ガ終戰ト共ニ、復活スルコトハ極メテ望マシイコトデアリマシテ、私モ在任中ハ努メテ消費組合ノ健全ナ発達ニ努力シタイ」と全面的に辻井提案をうけ入れている。

しかし、「3合配給ハ難カシイガ、之ニ代ルベキ方法如何ト云フ問題。之ハ、重大問題デアリマスガ、ドウモ只今オ述ベニナッタヨウナ事柄ダケデハ、其ノ目的ハ達セラレナイヤウニ存ジマス。……一方ニ於テハ粉食ヲ獎励シ、未利用資源ノ生産ヲ大イニ鼓舞獎励スルト共ニ、又他方ニ於テハ、食糧ノ増産ヲ図リ、夫レニハ、特ニ此ノ際開拓事業ヲ行ッテ農耕地ヲ増ヤンテ、生産ノ増加ヲ図ルト云フコトガ、寧ロ一番良イ方法デハナイカト云フフウニ、私ハ考ヘルノデアリマス⁶⁾」として、「粉食獎励」と「緊急開拓」による増産以外に方法はない回答した。

6) 過酷な供出制度の矛盾をめぐって

また、供出制度の苛酷さをついた金田弥栄蔵議員の質問に対して、

木村知事は、「私共ノ考ヘト致シマシテハ、第一ニ基準保有米ノ保有ヲ非常ニ熱望シテ居ルト云フ農家ノ希望ハ、頗ル御尤モデアルトハ思ヒマスケレ共、現在採ッテ居リマス方法ハ、前ニ説明致シマシタ通り、一定ノ供出量ヲ先ズ決メマシテ、……其ノコトガ農家ニトッテ非常ニ御迷惑デアリ、犠牲トナルコトハ、万々承知ノ上デオ願ヒ致シテ居ルヤウナ次第デアリマシテ此ノ点私共ト致シマシテハ、非常ニ心苦シク感ジテ居ルノデアリマスガ、今日ノ場合已ムヲ得

6) 同上 114~117ページ。

ザルコトト存ジマス。……1石、150円ハ、決シテ農家ニトッテ、左程有難イ価格デハナイノデアリマスルケレ共、是ハ政府ノ決定シタ価格デアリマシテ、本年度ノ場合トシテハ、致シ方ノナイ所デアラウト存ジマス。……
 供出シタ村ト、シナイ村トノ間ニ甚ダ不公平、……ガ生ジマシテモ、行政的ニ之ヲ是正スル手段、方法ニ欠ケテ居ルノデアリマス。此ノコトハ、供出サレル農家ノ方々ニ、犠牲的精神ノ發揮ヲ願フヨリ、他ニ途ハナイト存ジマス。……
 割当ノ不公平……ハ、ナカッタ積リデアリマス。尚モ、是ヲ決メマス際ニハ、供出米委員会ニ附議シテ決メタノデアリマスカラ、十分割当ヲ受ケマス側ニ於テモ、諒解アルコトト私ハ存ジマス⁷⁾』とすこぶる矛盾にみちた答弁に終っている。

これに対して、金田議員は、「私ハ、今年ノ供出委員会ヲ以テノ公平ヲ期シタト云フコトハ、断ジテ申上ゲラレナイ……⁸⁾」と反論した。

3. 昭和21(1946)年の状況

1月21日、日本農民組合は政府の強権供出に反対すると同時に、地主保有米の廃止を要望したが、これは「供出」制度の本質をつく問題提起であった。ところが、2月17日になって、強権供出の是正がはかられるどころか、逆に「食糧緊急措置令」が公布され、即日施行された。これは、調整米・自治的負担均衡制度を設けたうえで、強権発動によって供出の完遂を求めるという農民の要求に反する措置がとられることにより、一層矛盾が激化した。

府下では、戦時中にひきつづいて学徒を食糧増産にあたらせる特別措置をとる一方、他方では20年産米の供出者、実行組合には、食糧増産のための石灰窒素・鋤・除草器等の報奨物資を特配するアメとムチの施策が実行された。

しかし、供出は思いどおりにはいかず、府知事以下各部長は5班に分かれて、各市町村に対して供出について懇請してまわらざるをえなかった。

5月7日、府は昭和20年産米の8割以上を供出した農家に対しては、米1俵

7) 同上 昭和20年第6号 12月10日 241~243ページ。

8) 同上 224ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

について塩 280g を特配する措置までとられた。しかし、ついに京都市内の堀川管内の醒泉・格致・郁文の各食料営団配給所の主食配給は遅配せざるをえない事態に陥った。

しかし、ここでも代替食糧として供出された葛根196万貫が処理工場で保管、処理の不充分さから燃料にされるという不始末が、依然としてつづいた。

この年、府農業会は緊急開拓事業として京都飛行場 160 町歩の開墾を計画する一方、他方では 3,000 ヘクタールを目標にした海外引揚者、農家の 2・3 男の開拓入植をはじめた。

ヤミ米、主食が横行し、内地米では23.6倍、押麦で16.4倍、小麦粉で15.5倍も暴騰し、「背にハラはかえられない」という状況を生みだした。戦後インフレによる生活収奪は、めにあまるものがあった。

8月19日、GHQは輸入食糧27,755トンと23日に50,800トンの放出を許可した。そして、10月22日、21年産米の標準価格は1石 550 円に値上げして、11月1日から配給することと、従来の2合1勺の配給量を4勺増量して2合5勺にすることが発表された⁹⁾。

4. 強権供出と食糧の確保

1) 農家に対する還元米の配給停止と野菜の再統制

昭和21年9月府議会においても、藤田敬治議員は「府民ノ満足スル政策ヲ執ッテ居ラナイ」として、農家に対する還元配給米の停止や8月の野菜の再統制によって、ますます餓死寸前の状態になっていることについて、

「此ノ予算説明書ヲ見テミマスト、食糧対策ノ問題、或ハ今後ノ生鮮食料品ニ対スル問題ニ付テハ、一言モ触レテ居ナイ。私ハ、此ノ点ニ付テ、長官ノ心境ガ伺ヒタ。……」

長官が、本年初頭ヨリ今日マデ執ラレタ所ノ政策ヲ考ヘテ見マスナラバ、一トシテ食糧問題ニ付テハ、府民ノ満足スル政策ヲ執ッテ居ラナイ。或ハ、農民

9) 「京都府百年の年表」3、農林水産編、昭和21(1946)年による。

ニ対スル還元配給米ノ停止ト謂ヒ，為ニ農村ニ於テハ，供出ノ阻碍ヲ來シテ居ル。或ハ，又8月ノ夏枯時ニ，野菜ノ再統制ガ実施サレマスヤ，野菜ハ市場ヨリ姿ヲ消シテシマヒ，我々府民ト致シマシテハ，生鮮食料品ヲロニスルコトサヘモ出来ナカッタノデアリマス。是レ，全ク京都府長官ノ過チニ依ル所ノ御考ヘノ然ラシム所デアルト，私ハ思フノデアリマス。為ニ，我々市民，府民ト致シマシテハ，餓死状態ニ立至ッテ居ルノデゴザイマス。コノ点ニ付キマシテ，長官ハ予算説明ニ於テ一言モ触レテ居ナイノデゴザイマスガ，我々府民ト致シマシテハ，此ノ食糧問題コソ重大ナル関心ヲ持ッテ居ル。今後，本府ノ食糧ノ見透シ，並ニ生鮮食料品ニ対スル其ノ施策ノ大綱ヲ伺ヒタイノデアリマス¹⁰⁾」とせまる質問がおこなわれた。

2) 供出割当の変更

臨時府会において木村知事は，昭和21年産の供出割当が変更されたことを報告し，次のように述べている。

「本年取られた供出方法を従来のものと比較して見ると，

- (1) 米・甘藷・麦・馬鈴薯を通じ，保有糧秣を認めたこと。
- (2) 品目別割当量を決定し，一定限度の相互代替供出を認めたこと。
- (3) 府食糧委員会及市町村食糧調整委員会の議を経なければならないこととしたこと。
- (4) 収量調査に当り，生産者の納得の行く方法を取る様にしたこと。
- (5) 超過供出分に対する特別価格制を設けたこと。
- (6) 調査時に対し，実収時が甚だしく減収だった場合の処理方法を明にしたこと。
- (7) 未利用資源を供出の対象から除外したこと。

等で一貫した流れは，生産者の意志を尊重する方向に進んでおりますが，實際割当の経過なり，出来上った数字を眺めて見ると，必ずしも要綱通りには処理

10) 「京都府議会議事録」昭和21年第2号，9月27日，71～72ページ。

されてゐない点を認めるのであります。

特に、(4)の収量調査並に調査に基づいて本省が割当てる可き筈のものが、逆に取扱はれてゐる事実が有るのであります。つまり、府の調査量と本省の推定量とが遊離し、本省数字が天降って来たかの感じを深くするのであります。

即ち、府は九月一日現在の反当予想収量を九月二十日現在の反別に乗じて、七六万一千石（雑穀を含ます）を報告したのに対し、農林省は八二万一千石、雑穀二万石、計八四万一千石を主張し折合ったのが雑穀一万石を含む七九万六千石で、此の数字を基礎にして、三二万四千百石の割当が生れ出たのであって、府の予想収量とは三万余石の喰違いを生じ、此の数字が供出農家の負担として掩いかぶさっているのであります」と、率直に過酷な供出割当制度の問題点をあげている。

したがって、「府は、本省より予想以上の割当を受けたので、之を郡市に割当てるか、返上するかの何れかを選ばねばならぬ事になり、結局、再検討を加えて割当を実施したのであって、何故府の調査数字を押し切れなかったかと之う点に明に矛盾を発見するのであります。」とのべ、供出制度の矛盾をついている。

しかし、矛盾点を指摘しても、割当数量の強制を返上することのできない当時の状況を、あえて「強権供出」制度といい、ついにはマッカーサー司令部の命令によって貫徹させられたのであった。

したがって、知事は「統計の正確を期し、自主的供出計画の確立を期することにあり、と考うるものであります。最近の反別や予想収量報告に於ては、何人も頗く処の数字が殆んど出でず、中には真面目さを疑う様のものがあります。

此傾向は農業会のみでは無く、町村長報告のものも同様であって、現に農業会調査に依る本年度米作反別に於ては府の調査と三百町歩の開きがあり、町村長報告の予想収量供出可能量報告にも随分變ったものが出ております」と指摘して、府と町村、農業会の予測が三者三様であり、これの調整に困難をきたしており、「自主的調査の正確を期すことが出来なければ、自主的供出計画の成立たないのは当然であり、之れが解決を見ざる限り、供出の問題は毎年同様の

繁雑を繰返す¹¹⁾」だけであると、率直に供出制度の内包する問題点をあげていた。

〈備考〉

- 1) 昭和22穀年度における農家保有基準量（石数は玄米換算）は、1日当り1～7才、2合。8～15才、3合5勺。16才以上、4合6勺。平均4合とされていた。
 - 2) 昭和21年11月1日よりの主要食糧の家庭配給量は、1日当り、1～2才160g（1合2勺）。3～5才、220g（1合5勺）。6～10才、290g（2合）。11～15才、370g（2合6勺）。16～25才、380g（2合7勺）。25～60才、355g（2合5勺）。61才以上、320g（2合3勺）。妊娠5カ月以上の妊婦に対しては、70g（約0.5合）の特配を実施。
 - 3) 昭和21年産麦類の供出報奨物資の特配は、以下の点数でおこなわれた。玄麦1俵（60kg）13点、大麦1俵（45kg）6点、裸麦1俵（60kg）10点、小麦1俵（60kg）10点、馬鈴薯1俵（15貫）2点として、紺織物15点、作業衣13点、地下足袋・和傘10点、鍋釜6点、清酒（5合）5点、軍手、手拭、弁当箱、燐寸、ソケット3点、塵紙（100枚）、煙草（10本単位）等2点の割合で実施された。
- 府下では、これによって煙草62万6,000本、清酒280石、和傘6,550本、鍋4,100口、釜4,100口、石ケン11,800口、燐寸11,800袋、手拭71,800本、軍手14,100双、作業衣14,300着、紺織物32,100反が特配された。

5. 昭和22（1947）年の状況

2月19日、G H Q天然資源部農業課長は、「供米を完遂せねば食糧輸入は困難である」と警告してきた。これをうけて3月5日大蔵大臣も衆議院で、供米11割が絶対必要と言明する始末であった。

京都府下では、2月28日府農業会と農民組合が共同で農民大会を開催し、米

11) 京都府農業会報 第3号、昭和21年11月1日 1～2ページ。

価を石当たり1,200円に引上げるように要求した。

3月5日には、内務大臣は全国警察部長会議で、主食供出に警察力による取締りを訓示したが、これはいわゆる強権供出の本質をバクロするものであったが、3月11日にはGHQはさらに「供米の厳重監理を要求し」たために、内務省は供米に対する強権発動を地方長官に通達した。

3月20日、京都軍政官シェフィールド少佐は、21年産米を3月中に110%供出完了するように命令した。このとき、未完納町村は81ヶ町村にも及んでいた。

3月下旬、京都市内の食糧事情はさらに悪化し、営団の手持米も底をつきはじめ、平均1.68日の遅配が生れた。

5月29日、京都市朱雀第8婦人会は思いあまって府庁に「米よこせ」で押しかけた。遅配による欠食はいよいよ深刻になった。この事態に直面して、6月3日、府は郡部の営団手持米の京都市内への廻送と市民の買出し緩和を指示せざるをえなかった。

6月4日、府は手持の食糧を放出し、平均5月分の配給が可能となった。

7月5日、消費標準価格10kg（精米）当り36円から99円に値上げし、料理店・飲食店の全国一斉休業を命令した。

こうした一連の措置を確認したうえで、GHQは輸入食糧の9月分として34万トン、10月分として26万トンの大量放出を許可した。これによって、かろうじて端境期の食糧不安は解消の見通しとなった。

10月、米価決定の月、日農京都府連の泉隆ら農民代表は、府知事に対し米価4,000円の要求をもって、府庁に押しかけた。

しかし、政府は10月21日、閣議で生産者米価石当たり1,700円とし、米価算定方式はパリティ計算方式を採用する旨決定した。そして、さらに政府は、消費者米価を一挙に2,138円に値上げした。

府下の22年産米の供出割当は、40万1千石とされたが、これは予想収穫高80万石の51%という強制割当であった。

12月15日、府はやっと生鮮食糧品のヤミ取引に小する特別取締りを開始した¹²⁾。

1) ヤミ取引下の食糧不足

昭和21年のあいつぐ遅配・欠配の苦しみから、やっと2合5勺の増配をみたのが昭和22年1月。やっとこれで一息という状態となった。しかし、なお米1,400~1,500万石の不足は克服できず、連合国からの食糧輸入に依存せざるをえなかった。昭和22年の食糧需給見透しを質問した石田芳之助議員は、

「現下の混沌たる世相は、インフレの昂進に伴ひまして、特に生活必需物資の価格の昂騰は、日々鰐上りにその停歩するところを知らない現状であります。

公定価格は制定されておりましても、丸公では殆んど物資が手に入らない。闇価格というものが常套になっており、依然として横流れや闇の横行がその跡を絶えない。かくては、善良な真面目なことをしておる者は、全く生活が出来得ない。これ等の取締りにつきましては、警察は全力を挙げてこれに当つておられるのでありますが、警察の今日の現状では、手不足で徹底した取締りは、困難な事情であります。……

昨年、頻りに呼ばれておりますところの経済界の3月危機を目前にして、人心は今や極度に不安を感じておるのであります。現在の状態で推移致しますならば、治安の上にも、由々しき事態を惹起するのではなかろうか、と憂慮するのであります。……

次に、米の移入の問題につきまして、一言お尋ねを致したいと思ひます。最近、政府の割当によります移入米は大体順調に運び、配給量も十分とは申されませんが、2合5勺に増配を見ており、一応食糧に対する危機は除去されたかの感じがありますが、果して本年度の主要食糧が楽観出来るかどうか。

農林省の発表によりますと、今年は幸ひにも全国稀有の豊作を見てをりますにも拘らず、本年度の需給計画を見ますと、内地の生産のみをもってしては、なおかつ1,400~1,500万石の不足を生ずる、ということになっておるようあります。

この不足量については、聯合国のお意によるところの食糧の輸入を、仰がな

12) 「京都府百年の年表」3、農林水産編、昭22(1947)年による。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

ければならぬことになると思いますが、私は昨年のあの遅配、欠配の苦しい経験を思いますときに、一層その感を深くするのであります。御承知のように、昨年政府は本府に対し、熊本県、滋賀県その他の県より移入の指令を出しておりましたが、政府はこれを完全に実行せしめるだけの力がなく、移入数量に非常な狂いが来て、それがために遅配、欠配の連続になったというような状態でありますて、まことに消費都市と致しましては、この点について非常な辛苦艱難を致したのであります。

申すまでもなく、府は消費量の3分の2を府外に依存しなければならない状態にあるのでありますから、とくに本年の府外よりの移入米に対して政府はもっと責任をもって、必ずこれが割当を完全に履行さず、という強力な実行力をもってこれを移入せしめるべく、長官におかれましては、強く政府に迫って貰はなければ、又ぞろ昨年の轍を繰返すようなことになると思いますから、この点に一層の御努力を願はなければならぬことと存じます。なお、本年の食糧事情の見透しにつきまして、長官の御所見を承りたいのであります¹³⁾」と。

石田議員の質問にも明らかなように、京都府は消費府県であり、米の消費量の3分の2を府外に依存しなければ需給がまかなえないという需給構造を内包しており、それがために遅配・欠配はさけられなかった。

かつて、米騒動を経験した府民にとっては、戦前・戦後にかけて米不足が「治安対策」につながることを、直感的にうけとめる体質となっており、したがって執拗にこの問題について、知事に苛いさがる姿勢はくずれなかった。

これに対して、木村知事は「京都府に対する供出割当は本年度32万何千石に對して、実績は23万数千石の70%に達している」旨答えるや、白須議員はすかさず「米価1石当り550円では供出完遂は無理」だとして、生産者米価が如何に安いかを追求した。

木村知事は之に対して、供出未達成は「昭和21年4・5・10月の豪雨被害と7月の台風被害によるものが大きい」と答えざるをえなかった。

13) 「京都府議会議事録」昭和22年第2号、1月14日 98~100ページ。

2) 食糧不足と燃料不足

また藤田敬治議員は、「民主府政」の何物であるかということが分らないと前置きして、供出制度の矛盾について、

「次に、食糧問題関係についてお伺い致したいのであります。昨年来の知事の答弁によるならば、割当額25万石に対して、入らないのは僅かに5万石であるから、今年は本府の供出も約7割程度を過ぎてあるので、安心してよからうという御答弁であります。……」

にも拘らず、昨年3月以来、私共府民は食糧飢餓に悩んだのであります。5万石が入って来ない。これは、京都市民の1日の需要量2,000石を標準に考へますならば、約25日分であります。……

私は、その点におきまして、長官の答弁を願うと共にさらにまた昨年の如き食糧飢餓を将来起きないように、今から注意が肝要であると思いますが、長官におかれでは本年は確かに安心せよという安心感を得られるところの説明を、本府会を通じて戴きたいのであります。

次に、燃料問題であります。

我々市民は、この寒空に向って、1ヶ月に1束の割木や、1俵の4分の1の炭において、到底満足することが出来ないのであります。炭を買うについても、闇で1俵200円の炭を泣くなく買っておるのであります。これらにつきましても、予算説明において一言の説明もなきのみならず、しかも今後の燃料問題に対するところの、長官の方針は、何等示されておらないのであります¹⁴⁾」と、燃料不足も訴えた。

ここで、藤田議員が問題にした未達成5万石問題(京都市民の25日分に相当)は、6月、7月、8月になって予想が現実的なものとなった遅配を、予見した問題提起であった。

14) 同上 昭和22年第4号、1月16日 176~178ページ。

3) 「米よこせ」食糧懇請決議

6月になって、府議会は「米よこせ」の府民のつき上げにあって、改めて「食糧懇請決議」をせざるをえない窮地に追込まれた。6月24日に決議された「食糧懇請決議」は、

「京都府は今や本格的遅配様相を來し、食糧危機に直面、事態頗る憂慮せらる。これが危機突破の為に、官民あげて対策に苦慮しているが、大消費地である本府は、府外の移入に俟つ外なく、貴官に於かれても、本府の事情御賢察の上、食糧輸入及び之が放出に関し、格別の御高配を賜り度く、茲に京都府会の決議を以て懇請す。」

（昭和22年6月24日）
京都府会議長 中村 庄太郎

聯合軍総司令部マッカーサー元帥殿
内閣総理大臣 片山 哲殿¹⁵⁾ というものであった。

4) 供米割当の改善策

供出割当については、當時、関係者がもっとも苦心したところであり、その割当方法についても、種々論議がおこなわれた。瀧井治三郎議員の耕作反別の各筆地力調査のうえ、責任生産・供出をおこなうようにせよとの提案も、その一方法であった。

瀧井議員の意図は、「食糧の増産に供出の確保を図るために、この際、農地の基本調査を行い、各筆の地力に適応する責任生産制度、及び責任供出制を採用することが必要だと考える所以あります。即ち、

1. 1筆毎に地力調査を行い、地力に応じて責任生産量を決定すること。
2. 1筆毎の地力と責任生産量とを基礎にして、責任供出量を定め、供出の事

15) 同上 昭和22年第1号、6月24日 8ページ。

前割当を行うこと。

3. 責任供出量を完全に供出した農家の残余米は、保有米として自由消費を認め、農家の希望により、政府に売渡しの申出がある時は、思い切った高価格をもって、これを買上げること。
4. 供出すべき物の種類は、米、麦、芋類、雑穀等、主要食糧の枠内に入るものは総てこれを認め、所謂、総合供出制を採用すること。
5. 本調査を実施するため、市町村毎に、耕作農民を中心とした民主的な調査機関を設くること」という、具体的な内容をもつ提案であった。さらに、割当上改善を要する数点を指摘して、「食糧の府内生産量が、消費量に比べて非常に少いこと、及び輸送上の自然の恩恵に浴していないことが、京都の非常な需給上の弱点であり、他の大都市所在府県に、その例を見ない本府特有の事情であります。

京都は、この現実の特殊事情を根抵にして、食糧の需給計画をたてなければ、京都の食糧不安は何時までたっても解消しないと存じます。……

大阪、神戸等に比べて、京都はどうしても配給が数日間遅れるのが、通例のようであります。

従いまして、大阪、神戸等と同率に配給しようとすれば、京都は予め現物を市内に搬入して置くことが必要であります。このことは、輸入食糧でも、或は府外生産県の移入食糧でも同じようでありまして、これを実現しない限り、京都は急場を防ぐ手は全くないのであります。……

これが対策として私の考えでは、例えば京都の主要食糧の不足量、即ち府外よりの移入所要量は、年度始めから大体の推定が出来るのでありますから、その不足量を充足するために、滋賀県の余剩米は全部京都に割当て、なお不足する分量は、鳥取県からこれを補充するといった工合に、食糧年度の当初から、出産県と消費県とを結びつける。そして、消費県は関係生産県と常に緊密な連絡を保って、移入の円滑化を図る。生産県所要の駐存員も派遣して、京都向出荷計画の樹立出荷の予定、県当局との交渉等、逐一報告せしめ、常に市民に入荷の模様が明瞭に知り得る如く措置することが、肝要であると考えます」と具体策を提案した。

そして、「供出制度として、過当の報奨物資を放出するという策は、一概に賛成出来ません。所謂、物で米を釣り出すという政策には、自から一定の限度があると思う。

今日行われておる供出制度についても、研究の余地ある問題が多いと思いますが、これに対する批判は姑く別にして、従来政府が食糧供出の報奨用として、農民に配給を公約した肥料・農機具、その他の物資が公的通りなかなか農民の手に渡らない事実があるのであります。このような事実が起る原因は、勿論一概に、府の責任に帰すべきもののみではありますまいが、しかし、今少し府の責任者が責任ある仕事をすれば、余程その弊害は改善し得るのではないかと思うのであります。……

私の考え方致しましては、過当の報奨物資をばら撒いて、米を集めのような政策はこれを清算し、適正なる価格政策を探るべきだと考える所以あります。

現在、政府の専売品である煙草、ピース一個を買うのに米6升を以てしなければ買えないというようなことは、何としても納得が出来ない¹⁶⁾」と主張し、この際報奨制度を清算して、適正なる価格政策の実施をせました。

5) パリティ計算方式の問題点と生鮮料品の統制撤廃
木下弥次郎議員もまた、今回採用された価格決定方式のパリティ計算が、いかに再生産費を補償しないものであるかを、具体例をあげて指摘した。

「去る18日に政府は経済緊急対策の一として、本年度の麦・馬鈴薯の公定価段を決めたのであります。

即ち、小麦は60キロ1俵を445円に、馬鈴薯10貫目87円と決定発表したのであります。未だ確定もしないこの新物価体系によって、パリティとかいう計算でお考えになったということは、如何に机上の空論的であり、また官僚的な計算であるかということを、私はまず指摘したいのであります。この公定価格

16) 同上 昭和22年2号、6月26日 123~130ページ。

によりまして、小麦・馬鈴薯を生産するものと致しましては、小麦1反歩を収穫するに肥料約2,000円と、種代150円と致しまして、収穫を1石5斗として延18日間の労働日数と、農機具損料を無報酬として、なおかつ390円の赤字欠損となるのであります。

また、馬鈴薯1反歩を収穫するものとして、肥料代1,500円、種代450円、収穫200貫目として、14日間の労働日数と農機具損料を無報酬とするも、なおかつ210円の赤字欠損となるのであります。しかも、なおその上に一反歩1,000円の税金を支払わねばならないのであります。

このような状態で、どうして農民は生活出来るでありますか。……
小麦、馬鈴薯の公定価格は単なる一つの例にすぎないのであります。その他、あらゆる生産品の公定価格が、總てこのように矛盾極まるものであるというものが、現在の実情であります。故に、この際、公定価格の決定には、官僚の独断的な決定を打破し、民間人を交えて合理的なる公定価格決定のため、早急に公定価格建直しを行わねばならないと思うのであります」と改善をもとめた。

さらに、生鮮食料品の統制撤廃をもとめて、「政府は去る14日、7月1日より副食物も統制の枠内に入るということを発表したのですが、官僚によって行なはれるこの統制経済なるものは、徒らに生産を減退し、より一層国民を苦しめるものであることは、過去の事実によって、各人が痛切に感ずるところであります。……

戦争のために、また敗戦の結果から当然来るべき怒濤の如き悪性インフレーションの波に対して、貧困極まる政治力と幼稚なる統計学とをもって、専制的に独断的の官僚統制を敢て行なわんとすることは、實に無謀と云わざるを得ないのであります。

現在の如き状態にある我が國の、この悪性インフレーションを克服するには、大衆の力により、国民全般の革新的協力により、各種重要生産品の増産、ただ増産あるのみであります。しかるに、各種重要生産品、とくに食糧においては、統制がある故に、減産している事実は明らかであります。……

農民が働けば働くだけ、即ち生産高に応じて犠牲が大きくなるという公定価格とは、農民に対して、餓死か、犯罪かの二つに一つを求むるものであり、果

してこれで日本再建が出来るでありますか。故に、敢て、副食物の統制強化を行い、官僚その他の不生産的なる人員を殖やして減産させるよりも、まず生鮮食料品の統制撤廃をするならば、早急に増産が出来て、価格も下り、主食の補佐として或程度生鮮食料品を撤廃すれば出来る。増産の結果、価格が下る。主食の補佐として、その必要に応じ良い品が自由に買える。統制を行うため、必要な人員を、他の出産部門に向けることによって、他の生産品の増産が出来、またそれらの人の費用が国民の負担より除かれるという4項目により、私はここには生鮮食料品の統制撤廃を叫ぶ次第であります。……

かくして、占領下にある我が国として、国内においては、眞面目に、正直に働く者が損をせないような、即ち、民主主義が標榜せる自由主義資本主義経済への第一歩を踏み出すべきであると考える¹⁷⁾と統制経済に対するに自由経済の必要性を提案した。

困難や苦難下に處する日暮の京都府民の本心は、必ずこのままでは絶えず困窮の谷に下りる。日暮の京都府民は、必ずこのままでは絶えず困窮の谷に下りる。

6) 経済委員会の希望条件と「ララ救援物資」に対する感謝決議

そして、府議会では7月2日、第5部経済委員会の「希望条件」として20項目をあげ、その実現方を要請した。そのなかに、①食糧確保対策、②自給飼料の増産、③茶葉の振興、④農村の電化・機械化、⑤畜産振興、⑥燃料対策、⑦青年対策があげられた。そして、8月には、「ララ救増物資」に対する感謝決議がおこなわれた。

7) ララ救援物資中央委員会に対する感謝決議

「貴委員会より御寄贈を賜りました食糧・衣料・医薬品等の救援物資は、経済生活の窮乏せる京都府に於て、特に生活困窮者の為に、計り知れない大きな愛と恩恵を与えられたものであり、洵に、感謝に堪えぬ次第であります。

此の如き、深い人類愛に基づいてなされたる貴い事業に対し、多大の御協力を賜りました貴委員会の御好意に対しまして、茲に、京都府会は府民一同を代表して、深甚なる感謝の告を表します。併せて、本国の皆様に対し、この旨御

17) 同上 183~186ページ。

伝達下さる様御願い申し上げます。

昭和22年8月28日
京都府会議長 中村 庄太郎
ララ救援物資中央委員会 委員長 堀之内 謙介殿¹⁸⁾

「現下、府政の最大重要案件であり、府民生活安定の根本問題であります食糧対策につきましては、6月末までに京都市部11, 8日、2万7千余石の遅配を余儀なくせられ、7月末におきましては、更に20, 7日、5万1千石の遅配となり、逐次この遅配状況が郡部に均衡化せらるる傾向を示し、府民の食生活は正に重大危機に突入したのであります。」

しかし、またしても食糧需給見通しの甘さが、ついに「遅配」となってあらわれた。知事は昭和22年8月28日の府議会答弁で、

「現下、府政の最大重要案件であり、府民生活安定の根本問題であります食糧対策につきましては、6月末までに京都市部11, 8日、2万7千余石の遅配を余儀なくせられ、7月末におきましては、更に20, 7日、5万1千石の遅配となり、逐次この遅配状況が郡部に均衡化せらるる傾向を示し、府民の食生活は正に重大危機に突入したのであります。」

その間において、農民各位の犠牲的協力によりまして、麦・馬鈴薯の割当供出並に引き続き当初割当を越えての供出が順調に進歩し、また各位の献身的食糧移入懇請運動が効を奏し、漸くその危機を切り抜けることが出来たのであります。

幸い、8月に至って連合軍の破格の好意により、機宜の輸入食糧放出の許可を得、爾今計画遅配を中止するの見透しがつき、ここに初めて愁眉を開いたのであります。

決して、この小康状態に甘んずることなく、私は連合軍のこの度の好意に答える為にも、府民の代表者である各位を通じ、一層本問題の重大性に鑑み、その生産者も消費者も本府の食糧対象に十分の御理解と御協力を願いする次第であります」と。しかし、皮肉にも「去る7月9日、両丹地方に来襲しましたる

18) 同上 8月28日 12ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

豪雨によりまして、相当大なる被害を蒙りました。

災害は、農耕地 260 町歩、公共施設44箇所に及び、これが復旧費は 3 万円に上り、また道路、橋梁、河川 223 箇所復旧費 1 千万円を要する見込みであります。¹⁹⁾

災害地住民各位に対し、この不測の災禍に深甚なる御同情を寄すると共に、早急これが復旧事業を施行せねばならぬ責務を感じるものであります¹⁹⁾」と所信を述べた。

8) 予想収穫高の51%強制割当て

つづいて、10月府議会においても、知事は本年度割当が昨年度よりもさらに重荷になる問題をとりあげて、

「まず第一に、170 万府民の生活に最も重大な影響を及ぼしますする食糧対策につきましては、漸く端境期の危機を突破し、本年度産米の需給計画の策定に着手することとなつたのであります。……」

9月以降、中央政府とあらゆる折衝を続けて参ったのでありますが、去る10月 5 日の全国知事会議におきまして、本府の割当は供米40万1,000石、甘藷451 万貫と決定せられたのであります。この割当は、昨年度に比し米穀において 7 万 7,000 石、甘藷において 51 万 7,000 貢の増であり、本年府下の実際の作柄よりしまして、農民各位の実質的供出責務は昨年度より更に重荷せられるのではないかと存ぜられますが、敢えて政府がこの割当を行いましたる諸般の事情を察し、とくに消費府県としての本府におきましては、誠実にこれを履行する以外に途がないと思うのであります。……」

私は茲に、農民並に各位の外ならず一般消費者に対しましても、供出の完遂に最大の御尽力を煩はし、府内産業の需給操作に支障を来たさぬよう、懇請して止まぬものであります²⁰⁾」と懇願した。

19) 同上 8月28日 46ページ。

20) 同上 昭和22年第1号 10月29日 36~37ページ。

9) 地力収奪の「掠奪農業」

現下の農業生産力は、地力収奪の「掠奪農業」によって、戦後の地力は極度に低下し、さらに化学肥料の投下もかつての4分の1にすぎないという指摘を、田中順吉議員がおこなっている。

「国民の生活安定は、即ち食糧の確保にその基盤があるのであります、食糧の増産はまた肥料に俟つところが、最も大きいのであります。戦争勃発致しまして以来的10年の間、肥料は年々歳々極度に窮迫に陥って参りまして、丁度10年ほどの間は、全く掠奪農業が継続されて参っております。地力は、極度に消耗致しまして、昨年並に本年の如きは、幸いに天候に恵まれました為に、平年作に近い程度の作柄は挙ったと、……」

丁度、昭和12年の戦争勃発当时に、本府に入りましたところの有機・無機の販売肥料総額は約4万5千トン程度であるかと思いますが、現在は僅かに硫酸を中心とする無機質の肥料が、1万2千トン内外配給されているに過ぎないのであります、その額たるや殆んど4分の1という程度の少量のものであります。……どうしても、自給肥料をもってこの不足を補う以外にないのであります²¹⁾」として、堆肥の重要性を強調した。

6. 昭和23(1948)年の状況

1月上旬、G H Qは1月末までに供出完納した農家には「輸入砂糖」を特配すると発表した。文字どおり、アメでつる政策を地でいく最低生活の域をでなかった。そして、他方では府は生鮮食糧品のヤミ取引に対して、一斉取締りをおこなうという混乱の状況にあった。

2月20日、食糧配給公団が発足することになった。供出方式についても、事前割当て制度を採用すると同時に、「食糧1割増産運動要綱」が発表された。依然として過酷な供出制度は改善されなかった。

21) 同上 昭和22年第2号 10月30日 84~85ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

3月16日、全国の供米は完納され、3,062万石、100.2%の目標が完遂された。そこで政府は食糧増産、確保のために営農・生活資金を保証するために「農業手形制度」という出来秋の米代金を担保とする資金制度を実施することになった。5月1日から9月末日までの申込は、24億円にも達した。戦前、小作貧農が「青田売り」までせざるえなかつた地主制にとってかわって、今度は国独資体制下の農業金融に肩替りすることになった。農地改革によって自作農になったとはいえ、「独立自営農民」になるまでには、なお程遠い過程が最初から布石されていた。

4月、府下の農民は、郡食糧調整委員会代表を通じて、主食類の供出割当について、郡単位に決定するよう知事に要請した。府の「農業復興會議」は、さきの主要食糧1割増運動のためには、それを裏付けるための物資の適正配給と農産物価格の大幅な引上げが必要であると決議して、政府に要請した。

さらに5月には、府の「食糧増産対策委員会」は、超過供出分のみに報償用の化学肥料を優先的に配給することと、食糧増産のために日夜健闘している農業技術員の身分を安定するように決議した。

にもかかわらず、6月上旬になると食糧の配給事情は端境期になって悪化し、止むなく府は早掘りジャガイモで食いつながせる一方、他方では1万5千石の凍結米解除量を2倍の3万石に增量するように、農林省に陳情するという不安定な状況がなおも続いた。

7月、府会の経済委員会（委員長長岡巻太郎）は、京都府民政長官シェフィールドに交渉して、さきに決議した要求にそって3万5千石の備蓄米を放出させることに成功した。これによって、かろうじて端境期を乗りこえる見通しがたてられた。

8月8日、京都市伏見区の横大路南部落では農民100人が大会をひらき、「ゲタバキ事前割当については返上する」旨の決議をおこなった。

7月9日、閣議で消費者米価を10kg当たり148円50銭から一挙に266円に値上げすることを決定した。消費者に対する圧迫は、加重されることになる。そして、10月2日には生産者米価を石当たり3,595円と決定する一方、他方では消費者米価をさらに10kg当たり357円に値上げ（91円プラス）して、主食の配給を2

合7勺に増やす措置がとられた。

7月15日、農業改良助長法が公布され、8月1日から実施されることになった。これによって、懸案だった農業技術員の身分は一応安定することになった。

京都府では11月18日になって、農業改良普及員制度を設置し、普及活動を開くことになった。

11月22日、京都府は「供米促進対策本部」をおき、昭和23年産米の供出に拍車をかけることになった。その結果、12月10日には40ヶ市町村が供米を完遂し、54%の供出率に達した。

そして、11月30日、これまでの食糧調整委員にかわる市町村農業調整委員の選挙が実施された。

12月28日、昭和24年度の主要食糧の事前割当量が決定したが、それによれば、全国では米3,233万8,000石、甘藷7億4,326万8,000貫、馬鈴薯3億2,422万1,000貫の確保が必要とされた。

京都市内では諸類の配給辞退が続出したり(京都11.3)、市内吉祥院や南桑田郡稗田野村大田地区では聖護院カブラの生産が復活するという吉兆がみえはじめ、漸くにして飢餓線上を一步脱却する運びとなってきた²²⁾。

1) 食糧対策委員会の活動

昭和23年2月議会において、府会の「食糧対策委員会」の経過報告がおこなわれた。この報告によつて、当時の食糧対策委員会の活動の一端をよみとることができよう。

八木重太郎委員長は、「委員会は、昭和22年6月発足以来、現在まで委員会の開催は10数回に上つておるのでございますが、丁度発足致しました当時は、本府の食糧事情は非常に窮迫を告げおりまして、遅配・欠配相次いで起つておりましたために、6月18日には特別小委員会は、この遅配穴埋めとレリーズ発令その他について東上致しまして、農林関係当局にそれぞれ陳情を行つたの

22) 「京都府百年の年表」3 農林水産編 昭23(1948)年による。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

であります。欠配は、当時の府市民をますます恐慌のどん底に陥れまして、食糧委員会も為に連続開催を致しておったような次第であります。7月に入りましては食糧事情はますます悪化を致し、遂に北陸班、山陰班、山陽班、九州班の4班に区分を致しまして、食糧懇請を行ったのであります。

その間、滋賀県方面にも、数回足を運んで懇請を行ったのであります。11月に入りましては、岐阜県へオーダーその他正月用の餅米等につきまして懇請を行い、また同じ目的で鳥取、島根の両県へも懇請を行ったのであります。

1月に入りましてからは、府内産供出米につきましての督促のために、各委員はそれぞれ手分けを致しまして、城南、市内、または洛北方面にそれぞれ手配を致しまして督促督励のためにそれぞれ巡回を致したのでございましたが、お陰をもちまして、1月末には100%の優秀なる成績を挙げたのであります。

しかし、食糧委員会と致しましては、本年度におけるところの食糧の見通しにつきましては、前年に勝るところの食糧危機が迫っておるという予想の下に、これが対策を折角検討しつつある次第であります。本月の15日には委員会の決議に基づいて、対策委員会、食糧調整委員会および市会側の食糧対策委員会と共同致しまして、それぞれ委員が東上し、関係当局に陳情を行ったのであります。

その概要を申上げますと、第一には、京都市内におきますところの備蓄米の存置が今なお指令されていないのであります。御承知の通り、最近佐々博士の声明によりまして、何時近畿地帯には震災が起るかも分からぬというような事態になっております。本市内において備蓄米の存置がないということ、非常に心細い限りでありますので、まず、何を描いても、この際においては備蓄米を市内に存置するように陳情したのでございますが、食糧管理長官は、全国における消費都市に対して、50万トンの備蓄計画を樹てつつあるのであるが、しかしながら、府外産の産米を消費地に移すことについては、供出政策上二段構えを必要とすることになっている。それで、まず供出完了後において、それらの計画を実行に移したいと考えているから、京都におけるところの備蓄米にきましても、出来るだけ考えてみようというお答えであったのであります。……

御承知の通り、追々端境期になって参りますというと、前年幾度かオーダーの遅れましたために、遅配・欠配の幅が大きくなりました事実に鑑みまして、本年は何としてもこのオーダーの指令については、少くとも配給当日よりも一週間乃至10日以前に発令されることを懇請したのであります。……しかし、一面輸入食糧の放出許可は、……何としても連合軍の許可を得なければならぬのでありますするが故に、連合軍の許可が遅れますというと、勢い大般食糧割当のオーダーが遅れるというような事態になるために、非常に困る場合が生ずるので、本年度産米の割当につきましては、農林省計画を見てみると、京都に対しては、府外産は島根県の2万石を京都に搬入するという予定になっておるのみであります。他に何等の計画がないのであります。こういう点から見てみますといふと、4月以降の本府の食糧に対しましては、相当重大なる関心を持たなければ、うまく運営することが出来ないのではないかという危惧の点があるのであります。……重要な点は、還元米の要求であったのでございますが、……強硬なる交渉を続けたのであります。……2日間に亘って長時間数字的の折衝を続けたのであります。遺憾ながら妥協点に達することは出来なかったのであります。……最も大きな原因は何であるか……それは、当初において40万1,000石を供出致します際、農林省の京都府の米の収穫量の予想は、85万9,500石であったのであります。

しかるに、早冷のため……実際の収穫高を調査致しますると、遙かに予想を割って相当数量数字であります。農林省当局は、……作況報告事務所の報告した数字をそのまま採用せず、勝手に中央作況決定委員会におきまして、京都府の実収高は48万4,500石なりという数字を示しまして、……頑強に還元米の数字を否認致したのであります。……

保有米の切込み、或は農家の人口増加率、その他農繁期におけるところの雇傭労務者への加配、農業災害復旧のための不完全農家の特配用というようなものを全部纏めまして、14万7,000石の要求を致したのであります。8万石程度より承認させなかつたのであります²³⁾」と。消費府県としての食糧対策

23) 「京都府議会議事録」昭和23年第1号 2月27日 6~9ページ。……

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

は、生産県以上は苦労が多かった。

2) 野菜の需給をめぐって

米につぐ主食である野菜の需給をめぐって、同じく2月議会において、木村知事は、「最近の野菜の出荷特況は、昨年に比べて非常に好転して参りました。恐らく、時には昨年の同時に比しまして、10倍もの出荷という状況を見るに至ったということもあります。

従いまして、ややともすれば、丸公を割って、これがために農家は非常に損害を蒙むるということは、確かにそういう場面があることと存じます」とのべる一方、取締りの対象として問題になっていた

「菜園の問題でありますが、……私が聞いておりますることはまるでそれとは逆であります、どうも役所、警察などが僅かばかりの菜園を作っている所に干渉して、それに対して供出を命じて、甚だ困る。血も涙もないやり方だというような苦情を、私は沢山聞いておりまして、……いわゆる、家庭菜園をあまり厳格に取締ることは、如何かと存じて躊躇する次第であります(拍手)²⁴⁾」として、大目にみる方針をあきらかにした。

3) 食糧1割増産運動をめぐって

昭和23年度米については、前年度よりも1割増産のうえ、供出しなければならないという状況から、府議会においてもギリギリした雰囲気がただよっており、質問にたった安田才治郎議員は、過重な割当と不公平な割当について、「私は農民であります。府下60万の農民を代表致しまして、ここに供出割当、なお配給の点について、知事さんに質問致すのであります。

昨年、米麦割当が農村におきまして過重な割当、なおまた不公平な割当があったがために、府下におきましても、保有米を割いて供出した町村が多数あり

24) 同上 昭和23年第4号 3月13日 420~421ページ。

ます。一例を挙げますれば、北山域管内で乙訓郡羽束師村、久我村の如きは、100戸余りの農家に対しまして、現在60戸余りも配給を貰っているのであります。これは、すでに完全農家であります。これ即ち、不公平な割当があったことと思うのであります。知事さんは、今後このような点に対しまして、各地方事務所や末端の町村の割当に不公平のなきように、注意して戴きたいのであります。……このような農家におきまして、現在は非農家並の僅か2合5勺の配給より貰っておらないのであります。1割増産をするのにも、非農家並の僅かに2合5勺の配給では、十分なる働きが出来ないのであります。……せめて、不完全農家並の3合1勺5の配給をしていただきたいきたいと思うのであります。

……食料品の中にも、甚しき業者にありますれば、盛り飯、なおまた巻ずし、肉うどん、天ぷらうどん、なおまた餅などが売ってあるのであります。何故このようなものの、取締をして戴かないのですか」と追求した。

そして、丸公価格とヤミ価格の格差矛盾をとりあげ、「農村や漁村の品は皆丸公で供出し、なおまた厳重なる取締をせられまして、一方市場にある日用品は皆闇であります。農村の供出した物の値と、市場にある生活必需物資の値段とは全然釣合わないのであります。たまたま、農村や漁村が必要なる長靴を一足買うにしましても、闇で1,000円余りもするのであります。私は、1日も早くこの一定の基準を決められまして、農村、漁村、商人、労働者の生活安定を図って戴きたいのであります。……

現在、農産物は皆丸公で供出を致し、我々農村では義務なる納税も出来ないのであります。例えれば、一例を挙げますれば、馬鈴薯にしても1反の収益平均250貫と仮定致しまして、これを1貫8円50銭の丸公で供出して2,125円の収入よりしかないのであります。支出の面におきましては、末端の農業会の配給の種薯でさえ、1貫目40銭かかるのであります。

この種薯を1反30貫植えるには、1,200円要するのであります。播付けより収穫までの手間が15人、1,800円ペースに致しまして、1日60円で900円であります。肥料・人糞30荷、これを1荷50円と致しまして1,500円。牛1日の飼料50円、農機具損料と薬品100円、税金は250円であります。……

例えば、地下足袋一足買うに致しましても、闇で400~500円かかるのであり

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

ます。たまたま、農業会の配給を貰いましても、まず1足200円かかるのであります。闇の地下足袋を買うにしても米2斗、馬鈴薯50貫、甘藷50貫、野菜でありますれば70～80貫出さなければ、地下足袋1足買えないのです。鍔一丁鑄かけしても100円、200円。足踏脱穀機1台買いましても150～600円。牛一頭買いましても、只今は闇で5万円から10万円するのであります。……これで、どうして農家は立行きましょうか」と、窮迫した農民経済を訴えた。

さらに野菜についても、「本年の春以来、京都中央市場におきまして、野菜は毎日12～13万貫入荷があります。市民90万に対し、1人1日150匁以上配給しなければならないほど毎日入荷があります。

しかるに、それだけ市民に渡っているであります。これ即ち荷受機関が悪いのか、なお配給機構が悪いのか、消費者が買わないのか、貯蔵法が悪いのか、末端の農村の集荷場では、荷受商人が1,000貫のものを500～600貫にして持って帰っておるのであります。なお、その上に、値段は半額で持って帰っております。

甚しき町村になりますと、2日も3日も取りに来ないのであります。皆赤葉になります、ずるけたりしております。ない時には丸公だ。丸公だと云われ割当供出をさせられ、沢山ある時には丸公は最高の値であるから下っても止むを得ぬのだとは、これは大体私は矛盾しておることだと思うのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）。……

昨日も、府下の農民大会におきまして、農産物価の丸公を厳守せよとの決議を致しました。その中に府下の農民が、知事さんに陳情することと思うのであります。……

農家はおきましては、反当4貫目余りの疏安の配給しかないのであります。当然、近郊の山城の農家は、市内の糞尿をもちまして、それで農産物を増産しておるのであります。にも拘らず、乙訓郡の如きは、松原から下、西大路から西にという区域が府の方で決められておるそうです。こんな地域では、田や畠で人家はないのであります。……

農村から業者が汲み出しに参りますと、棒や割木をもちまして、毎日喧嘩をしておるのであります。……実にこの山城の農村は、区域制で困っておるので

あります。……

1割増産は、我々の出した反別によって1割増産なら分るのであります、
1,000町歩の過重割当でありますて、何とかこの割当を正しく決めて戴きたい
……²⁵⁾」と供出割当の是正をもとめた。

4) 漸くにして遅配なくなる

昭和23年9月になって、やっと敗戦後の餓死線上から2合5勺の要求、遅配
・欠配をへて、「遅配を一日も出さぬ状態」に達することができたと白波瀬食
糧課長は、次のように報告した。

「京都府は、御承知のように大京都市を控えておりまして、全国でも稀にみ
る消費地であります關係上、食糧の需給面につきましては、従来非常なる努力
を要し、またいろいろ消費者の方々に遅配・欠配等によりまして御迷惑をかけ
たことがあったのであります、本年度におきましては、農家の方々の御精励
によります供出の完遂と、連合国のお意ある輸入食糧の入荷、あるいはまた他
府県の協力によりまして、だんだん好転をして参りまして、現在までのところ、
遅配は一日も見ておらぬというまことに有難い状態であるわけであります²⁶⁾」と報告したが、まだ満腹感を味うまでには到底達していなかった。

5) 野菜・漬物の統制解除について

そして、昭和23年9月漸くにして戦後生産力が回復しあげた蔬菜について、府議会は、「統制を一部解除し、知事権限に移譲されたし」とする意見書を政府に提出するまでになった。

蔬菜及び漬物配給規則の一部改正に関する意見書

「蔬菜及び漬物配給規則制定の趣旨は、蔬菜及び漬物の公正且つ均分なる配
給にあるが、本年8月上・中旬の如き蔬菜の氾濫時になって、本規則をその儘

25) 同上 昭和23年第5号 3月15日 441~444ページ。

26) 同上 昭和23年第4号 9月7日 269~273ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

厳守することは、配給面に無理が生ずる事必然であると思慮される。

之がため、一般消費大衆の中には、本規則全廃の声があるも此の変則的なる蔬菜氾濫の現象のみを把えて、直ちに本規則を撤廃するは、現下の食糧事情よりして、全般的には首肯出来ないところではあるが、蔬菜の氾濫期に在っては、知事の自由裁量に基づき時期、種類、数量等を定め、蔬菜に対する統制を一時解除できるよう都道府県知事に、権限を移譲され度く強く要望する次第である。

右、地方自治法第99条第2項により意見書を提出する。

昭和23年9月9日

京都府議長 中川 源一郎

内閣総理大臣 芦田 均殿

農林大臣 永江 一夫殿

衆議院議長 松岡 駒吉殿

参議院議長 松平 恒雄殿

右提出者

京都府議員全員²⁷⁾

Ⅱ 府議会における供米・食糧問題をめぐる審議過程（その2） ——食糧・農業調整委員会の活動——

はじめに

政府の強権発動や占領軍による「ジープ」供出は、農民や農業団体・市町村の反発をかい、なんらかの供出制度の改革が必要となった。

そこで、昭和22年8月になって「農業生産の調整および供出制度要綱」を閣議で決定し、これにもとづいて「臨時農業生産調整方案」を立案して、国会に提出された。

27) 同上 昭和23年第5号 9月8日 316ページ。

しかし、戦時中の作物統制会の再現ではないかとか、官僚的天下り方式ではないかと反対が続出し、審議未了となつた。芦田内閣になって、「割当統制」と「罰則」とを削除して、やっと成立させたのが「食糧確保臨時措置法」であり、昭和23年7月に公布された。

これによつて、従来の事後割当制は「事前割当制」に大転換した。供出については、農民の理解と協力なしにはやれなかつたので、「食糧確保臨時措置法」が成立する以前は「食糧調整委員会」が、また成立後は「農業調整委員会」が、政府と農民との間を調整した。

「食糧調整委員会」は、昭和21年7月8日付の食糧管理局長官通牒で、都道府県に食糧委員会、市町村に食糧調整委員会の設置が決定した。

京都府下における食糧調整委員会の活動を俯瞰できる資料が保管されていないので、止むなく府議会議事録によつて、かろうじてその全貌の一端にふれるだけである。

食糧調整委員会は前半においては、戦時農業団体法にもとづいて設立された農業会の改組にともなう技術員の身分移換問題が粗上にされた。

後半においては、もっぱら供出割当をめぐる点に集中して、はげしい論戦が展開された。

1. 食糧調整委員会の活動

1) 農業会への技術員への切換え

農業技術員問題については、かなりの変遷があり、昭和21年の第3回臨時府会において、木村知事は、「昨年の通常府会において、農業指導の一層活潑なる活動を期するため、従来府と農業会との併任職員でありました農業技術員を本年度より農業会の専任職員とし、府費の持分を増額してこれを農業会へ補助することにし、また、畜産指導の第一線技術員として、農業会に畜産指導員を設置せしめる為の補助金を計上致し、農業会におきましては着手これが指導の徹底を致しているのがあります、現下の食糧危機におけるこれら農業会技術員の日夜を分たぬ熱誠なる活動に対しましては、只々感謝に堪えないところで

ありまして、深く敬意を表する次第であります²⁸⁾」として、農業会専任職員として、身分を切換えたことを報告した。

2) 農業団体法の廃止にともなう問題

そして、昭和22年8月に国会に提出された「臨時農業生産調整法案」に関連して、またもや技術員問題が農業団体法の廃止にも関連して、府議会で問題となつた。

質問に立つて小林良雄議員は、「本府における農業関係の技術員制度は、いろいろ経過は履んで参りましたけれども、現年におきましては、農業会の専属技術員ということに相成つておるのであります。……」

農業生産調整法はまだ国会において議論の最中であります、成立を見ておりません。これに關係致しますところの予算もまた国会において成立を見ておらない。不幸にして農業生産調整法が不成立に終ると致しますのならば、これに人員を設置致することは、種々の不安が伴つて参ります。

従つて、優秀なる多くの人間をここに吸収するということは、勢い至難であると考えておるわけであります。かようなことに相成りまするならば、現に第一線に勤いておりますところの技術員諸君の将来に関する不安が募つて参りまして、第一線の活動に支障を来すことを心配致しますものであります。……これが運営継続に支障を来しました場合には、追つて何等かの御考慮を願ひまして、所要経費の四割額の負担をお願い致したいと考えるものであります。……

御承知の通りに、農業団体法の廃止に基きまして、自然現在の農業会もまた解散の止むなきに至るのであります。……ところで、現在の技術員は663名の多くの人々が第一線で日夜奮闘をして、農家の方々と直結をして、農家の不平不満の捨場所となって目に見えない苦労を日夜続けておつたのであります。……

然るに、農業会解散後、技術員制度解消の後をこのまま放任致しておきますならば、農業技術の浸滲は現在よりも進むどころか、現状すらも維持すること

28) 「京都府議会議事録」昭和21年10月24日 22~23ページ。

が困難であろうと考えます。この制度を守り立てて参りますためには、新しく生まれますところの協同組合をして、継承せしめることも一つの方法であります。

また、府もしくは市町村公共団体にこれを移しますことも、一つの方法であろうと思いますが、……今後における農業技術員制度を如何にして守り立てるべきであるか、といったような点について、どんな御方針を有せられますか²⁹⁾」と発言した。

3) 農業調整委員会への技術員への移行

これに対して、昭和22年10月の府議会では、木村知事は近く農業調整委員会に改組され、その際技術員が設置せられる予定と発言して、「市町村農業調整委員会に技術員が設置せられる予定であります。これは11月1日よりその予定であります。これに対しまして、月額1,500円の国庫補助がありますが、この技術員を活用することによって、大いに技術を進めて行きたいと云うのであります。

これは、無論将来の問題でありますが、もしこれが不可能なれば、また別個の考えを立てなければならぬと思いますが、現在のところはそうなることを予定しているわけであります。次に、町村に設置せられるべき農業協同組合の技術員に対しましても、相当程度の助成をしたいと考えております。……

それからなお、指導農場を一段と強化するということも考えているのであります。農業会が解散になりましたが技術員はどうしてよいか分からぬような不安な気持ちになることなく、十分こちらを信頼されまして、業務を完全に勤めて戴きたいことを希望する次第であります³⁰⁾」と答え、近く設置される市町村農業調整委員会と農業協同組合、それから指導農場に技術員を配置ならびに強化する方針であることを明らかにした。

29) 同上 昭和22年第2号 10月30日 78~80ページ。

30) 同上 81~82ページ。

4) 食糧調整上の問題——供出割当をめぐって——

昭和22年10月議会で藤沢芳太郎議員は、食糧調整問題にふれ、供出割当の基礎統計が古いうえに、支離滅裂であると指摘して、「終戦当時、2階作りで米か麦が穫れるような考えの下で、相当な過酷な割当が強いられたのでございます。40万石以上という数字は、今までに3回あるのでございますが、本年度は40万1,000石、甘譯におきましては451万貫という数字が示されたのであります。これを致しますには、何と致しましても、土地から産まなければならぬ。

2階からは、作れないのであります。土地の実態把握に努めなければならぬということから致しまして、この問題について調整委員会で相当論議が催されたのであります。しかし、この問題の実際の基本となるべきところの統計が、農地課、耕地課等のいろいろの統計を寄せました時に、支離滅裂なる統計であります。

そうして、またただ昭和5年、6年度の統計を羅列して彼らに示されたのであります。私共啞然として、ただ数字のみを出されるが、これが基本計画がどうなるかということを考えまして、所謂食糧調整委員長であらせられる知事さんがもう少し真面目に考えて、土地の実態把握、総合的な調査をもう少し私はして戴きたいと思うのであります。……

京都府は、158万石という消費府県であります。生産は、50万石しかないのでありまして、数字におきまして、108万石足らぬのでございます。……

この食糧政策につきましても、もう少しく報奨物資について、いろいろの面において相当迅速に考慮して戴きたい。……

今後、奨励物資、督励物資、奨励費というものをはっきり区画整然として、農民にお渡し願いたいと思うのであります³¹⁾」と要望した。

2. 昭和24(1949)年の状況

1月、薪の自由販売、2月、物価庁はたくあん漬や切干大根の公定価格を廃

31) 同上 99~102ページ。

止した。4月になると、そさいの価格、配給統制を廃止することになった。

この頃になると、これまでの強権供出や重税に耐えかねて耕作放棄をする農家が、全国で2万4,735戸にも達し、放棄した耕地面積が3,525町歩にもなる抵抗がみられた（4月9日の農林省発表）。

府下では3月29日、「農業改良事業条例」を制定し、農業改良委員会を府下に32カ所設置することになった。そして、4月1日から農業改良普及員の養成をする府立農業講習所を、亀岡町にある府立農事試験場内に設置し、普及員の養成をはじめることになった。

6月6日、従来の耕地整理組合法、水利組合法、土功組合法にかわって、新たに「土地改良法」が公布されることになった。これによって、戦後の土地改良事業が展開されることになる。

7月31日、京都婦人連合と婦人民主クラブ京都支部等の婦人団体は、黄変米の配給反対運動をはじめた。これは、タイ国から輸入した米が腐敗して黄変米となったものが配給されるという事態のなかでおきた事件であった。

9月9日、GHQは昭和25年以降、いも類の統制を撤廃する旨の覚書を農林省に提出したが、これにもとづいて農林省は12月1日、いも類については供出後は自由販売にすることになった。

9月17日、新たに設置された米価審議会（会長東畑精一）は、米価石当り4,700円を農林省に答申した。これをうけて閣議は、11月15日、24年産來の生産者米価を答申を下まわる4,250円と決定し、さらに12月27日の閣議で消費者米価を昭和25年1月1日から10kg当り445円（88円アップ）にすることを決定した。

12月、日農京都府連は、農家の保有米確保と超過供出反対の農民大会をひらいて、府と政府に要求した³²⁾。

3. 農業調整委員会の活動

1) 占領下の供米割当の矛盾

32) 「京都府百年の年表」3 農林水産編 昭24(1949)年による。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

農業調整委員会に改組されてからも問題が解決したわけではなく、昭和24年12月には春藤誠一議員が問題ありとして、「今月13日に行なわました京都府の農業調整委員会を傍聴しておりますと、会議の運営が非常に非民主的であったと思うわけがあります。

4万1,600石に賛成した委員は、私が2階から拝見しておりますところでも、非常にあやふやの手の挙げ方をしておられますし、どうも数は過半数に達しなかったように思います。ずるずると一部の人は挙げたと思いますが、それを当然知事は「多数と決めます」と申されて、後でそのことについて審議をされようともしなかった。……

願わくば、もう1回本当に農民の要求を聴いて、割当をやり直していただきたい。……

それから、農調委員会の席上で、知事は今年は飯米を確保させると相当強く約束していらっしゃいますけれども、どうしても農林省がこれを許さない場合には、知事はどうするか、その辺の御覚悟のほどを是非お伺いしておきたい……³³⁾」と。供米割当が非民主的であることを指摘した。

しかし、これに対して、木村知事は、民主的に決定したもので春藤議員の指摘はあたらないとして、「去る13日に、この席上において、農業調整委員会を開きました。郡別の割当を決めたのであります。その時のやり方が非民主的であったという春藤議員の御意見ですが、私はきわめて民主的にやったつもりで、その会議の指導の際においても、これは実に皆の意見をできる限り十分に聴取しました。そうして結論を得たようなわけで、その間何ら非民主的のこととなかったことを、私は確信するのであります。

なおまた溯って京都府が4万1,600石の割当をもらったものでありますが、その溯って知事会議の際に、なぜかような割当を農民に相談なくして受けて来たかという御質問でありますが、これは会議席に春藤議員はおいでにならなかったから、その空気がお分りにならなかった。それで、かような質問をなされたかと思います。

33) 「京都府議会議事録」昭和24年第2号 12月20日 146~147ページ。

勿論、我々は出発前には、かような数字を受ける意志は毛頭なかった。また同伴しました農業調整委員会の代表者の方々も、同様意見であります。そして、その席上においては極力政府に喰い下ったのでありますけれども、遺憾ながら、我々の食糧事情がアメリカの援助の下に、辛うじて生計を立てているという現状の下においては、連合軍の指令に背くことは絶対に許されないのであります。

ゆえに、希望は強く述べましたが、最後に我々知事並びに調整委員の間の協議で、この数字はこの会議においてはどうしても呑まざるを得ない。

従いまして、連合軍から非常の援助を受けている日本の義務として、これは受けなければならぬが、しかし、できないものはできない。ない米は出せないのであります。そこで、政府は今回は免責機関を設けて、公平なる審査の結果、どうしても出せないものは、これを免除しようという結論に達したのであります。

この機関を活用することによって、ある程度まで本年の供出問題は解決できるのではないか、と思っております。

私は、無論極力努めるつもりでおりますけれども、たしかにそうしてくれるとは、私は断言できないことを、甚だ遺憾といたします³⁴⁾」と答えてくる。

この発言のなかでとくに注目されるのは、知事は供出割当について、「我々の食糧事情がアメリカの援助の下に辛うじて生計を立てているという現状の下においては、連合軍の指令に背くことは絶対に許されない」とし、①占領軍政下の食糧問題の本質を吐露している点と、②免責機関の設置とそれに対する期待をとくに述べている点である。

4. 昭和25（1950）年の状況

1月23日、近畿民事部長オモハンドロ大佐は、24年産米の供出を完納した丹後地方と舞鶴市を「供米優良町村」として、異例の表彰をおこなった。これ

34) 同上 148~150ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

は、マッカーサーによる「ジープ供出」という汚名を、緩和化するものであった。

4月、府はいも類にひきつづいて、野菜統制を廃止した。そして、5月から府は単費による土地改良事業に着手することになる。

食糧事情は、この段階になって除々に緩和のきしがみえはじめ、3月10日、食糧庁は昭和24年産米の供出目標を突破した旨発表したが、この頃になると韓国米10万tの輸入も可能となるようになってきた。

そして、食糧増産政策についても「保温折衷苗代普及対策協議会」を開催して、従来の技術にとってかわる育苗技術を、全国的に普及することになる。

9月5日、農林者は主食一割増産対策要綱を発表する。

ところが、京都府下では9月上旬、ジェーン台風による被害が甚大で、稻作25万石が減収する事態となった。そこで京都府は知事を先頭にして、農林省と交渉の結果、事前割当34万9,400石のうちやっと8万7,000石の減額が認められた。

12月12日、政府は米価審議会の答申米価石当り5,800円を下廻る5,529円と告示し、27日、消費者米価を10kg当り515円(70円アップ)に値上げすると発表した³⁵⁾。

1) 免責機関の機能をめぐって

昭和25年3月には、長岡巻太郎議員が発言をもとめ、免責機関が期待するに足らないものであり、供米割当もあいも変らず過酷であるとして、「去る2月28日に、農業調整委員会38名が決議いたしまして、知事に要求いたしました点であります。それは、去年の供出、24年度の米の供出が非常に過酷であった。とくに、大阪管区の五県におきましては、要するに保有米を割って出してしまったという家がたくさんありますので、知事が約束いたしました免責機関の発動はなかったという関係で、食糧保有は非常に減ってしまった。これに対しま

35) 「京都府百年の年表」3 農林水産編 昭25(1950)年による。

して、その後交渉の結果、京都府へ2万2,000石の政府直接払下げ米が割り当てられたのであります。この払下げに対しましては、普通一般の配給米の値段とは違いまして、その中間の手数料が非常に少くて、約64円の手数料でもって払下げるということになっております。しかし、これは知事が約束しました免責機関が完全に発動しましたならば、このような金は別に要らないということになるのであります。これは免責機関の設置によって、農民の各戸の供出を適正化するという点と矛盾した点であります。それが、少くとも今度の産業経済費に載っているかと思ったら、載っておらない。これは知事が供出問題に対しまして約束したのと全然変っておる」と免責機関に設置されても、一向に効果を発揮しておらず、かえって負担増になっていると言及した。

……「現在、京都のお百姓は、どれだけ欠損をしているか。去年360円の為替レートによって、すべての物価は1線に揃えていただいたのであります。ところが、米は現在4,600石円になっている。それが世界の相場では9,500円。なお麦におきましても、1ドル35セントとなっておりますが、これは私どもの1,800円に比べましても、倍額以上の4,000円についておる。その間、京都の農民は一般の商人と比べまして、供出量だけにおいて2重の損をしておる。これは政治的に圧迫された損でありますて、非常に遺憾な大きな損をしておる。ところが、この産業経済の総体におきましても、全部合わせまして、わずか6億円そこそく、つまり農民のこれは犠牲です」と。

そして、委員手当も安くて、もちだしになっていると指摘して、……「農業調整委員の中で、1日日当394円とにかく旅費をもらっている委員があります。ところが、会議の開会時間が午前9時である。それで、どうしても前日から来なければならぬ。その上に、汽車賃が往復で240円、バス代が90円、電車賃その他合計いたしますと、実費の半額にも足らぬような経費を払っている。……いつも来るたびに汽車賃、宿代を損をするというようなことでは、府の政治としても安全な政治は行なわれていない。とくに、法によって招集される委員であります。これは普通の委員でなく、食確法によって招集される委員の旅費が

36) 同上 昭和25年第3号 3月9日 606~608ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

こういうことでは、本当の活動ができない³⁶⁾」と。敗戦直後から供出割当については、討論と審議がたえることがなかった。それは一に、府民の食糧不安がそうせしめたのである。

5. 昭和26（1951）年の状況

1月15日、民営米屋の登録を開始した。3月1日、農林省は食管法を改正して、雑穀の統制を廃止した。この措置を契機として、GHQは政府の食糧統制緩和方針を条件付で承認することになった。

ところが、3月15日緊急食糧対策実行委員会は「麦類統制撤廃反対」の全国農民代表者大会をひらいて、農林省にせまったく。これは、「米麦統制撤廃」の政府案に対する索制であったが、10月12日の閣僚懇話会は昭和26年産米価を石当たり7,030円に堅持することを決定すると同時に、米麦統制撤廃に関する基本方針を確認した。そこで、一挙に農民の怒りは爆発することとなった。

11月5日、米麦統制撤廃反対全国農民代表者大会実行委員会は、GHQのリッジウェイおよびドッヂに統制撤廃の延期を要請した。GHQは政府の統制撤廃を了解せず、事実上白紙撤回となった。

11月29日、ドッヂ帰国に際して、主食の統制維持を声明し、翌30日にはGHQは生産者米価については政府原案7,030円を承認した。「占領政策下の食糧管理、価格決定」という特殊事情を、この期においては無視できない。

3月末、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が公布され、京都府下でも7月30日、3市8郡86市町村がその対象に指定された。

8月、第1回の農業委員の選挙が実施された。そして、11月23日府農業委員会は初仕事として、供米割当量を減額補正の条件付きで24万9,500石と決定した。さらに、災害による被害状況を強調して、23万6,500石に減額補正させた³⁷⁾。

37) 「京都府百年の年表」3 農林水産編 昭和26（1951）年による。

Ⅲ 農業改良委員会の活動

1. 農業改良助長法による農業改良委員会の設置

「農地改革に関する覚書」は、①農地改革にとどまらず、創設された自作農を維持する方策として、②農業金融制度の創設、③農産物の価格安定等の確立、④農業改良普及事業、⑤農協の育成を指示していた。

これにもとづいて、農業改良助長法が昭和23年7月15日に公布され、8月1日から施行された。

農業改良委員会は、助長法の施行に関連してだされた農林次官通達（昭和23年8月、協同農業普及事業に関する都道府県および地区の機構と任務の概要）によって、知事の諮問機関として都道府県条例で設置したもので、法律にもとづくものではなかった。

京都府では、昭和24年3月29日に設置された。農業改良委員会は市町村単位でなく、いわゆる地区単位に設立された。京都府のばあい32ヶ所に設置され、府に農業改良委員会（会長1、農民代表5、農業関係者1、学識経験1名）がおかれ、地区農業改良委員433人が配置された。

1) 農業改良普及事業の問題点

昭和24年3月府会で、田中議員は農業改良助長法の施行にともなう問題点を指摘して、「先ごろ、農業改良助長法が施行に相成りまして、これに基く農業改良普及事業は、本年初めて施行せられることに相成ったのであります。指導農場が廃止になりました今日におきまして、第一線における農業技術の指導機関として、この農業改良普及事業に期待するものでありますけれども、府下30地区に設けられます予定になつておりますこのエージェントというものにつきまして、本年度の予算を見てみますのに、技術員の講習会から農民委員の選挙費まで入れまして、僅かに200万円であります。しかも、そのうち国補助が

京都府議会はおける供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

134万円で、府費の負担は64万円という僅少な額であります。しかも、技術員の数は3ヶ町村及至4ヶ町村に1人、農民1,000人に対しておよそ1人というような割合でありまして、全く中途半端な施設にすぎないというような状態であります」と指摘すると同時に、「しかも、その技術員は国家試験に合格しなければならぬというような、非常にむつかしい条件があるにもかかわらず、その待遇は従来の農業会の技術員よりあまりよくない。むしろ、低いというような状態に聞いている。現在、技術員が果してこのエージェントに集まるかどうか、なお優秀なる技術員でこのエージェントを希望するかどうか、非常に疑問が多い。また、仔細に聴いてみましても、何らの下部組織を持たないこういう施設に対しまして、飛び込んでゆこうという気持がしないという、一般技術員の気持があるようあります。

府は農業5ヶ年計画において、米の増産を第一目的として掲げておりますて、しかもその方法といたしましては、技術の浸透ということを強調されておりますのにかかわらず、実行政策の上におきましては、甚しく、その計画と違背しているものがあると私思ひのであります。

今日、食糧増産が緊急の要務であることはいまさら申すまでもございませんが、これが成否は、いわゆるその技術指導に俟つところが大きいのであるにもかかわりませず、かくの如き不徹底なる、しかも農民と遊離するかのような懸念濃厚でありますエージェントの計画に対しまして、今後の第一線の増産指導というものが果してできるかどうか。しかも、これによって、組合の技術員との歩調がうまくゆくであろうか、どうかということに多大の疑問を持つものでありますて、この際、府は相当思い切った経費と、相当なる施設をいたしまして、この制度を真の農民の期待する、また真に効果の挙がるところの、施設としていただきまして、今後重要な食糧増産に心配のないようにやっていただいたということを、切に希望するものであります。知事は、果してこの技術指導の方法をもって事足れりとお考えになっているのか、どうか、その点ここに明快なる御答弁を伺いたい。(拍手)³⁸⁾と質問した。食糧飢餓の状態から農地

38) 「京都府議会議事録」昭和24年第4号 3月15日 558~561ページ。

改革を経て「農業改革」へという進展のなかで、改良普及事業に対する期待は、解放された農民の生産向上に対する希望と軌を一にするものであった。

2) 普及員の増員の必要性

これに対して、松本經濟部長は、「実は、その予算はあくまでも協同農業普及事業の建前から、国費が3分の2、府費が3分の1、都道府県と国とが協同して技術普及の面をやってゆこうというような建前でございますので、まだ国の国費の予算が審議されておりません。」

それから、技術員の数が僅少で、いわゆる今までやっておりました協同組合の技術員との関連において、非常に食糧増産の面で、あるいは農業指導の面で地域的に劣って来るのじゃないかというふうなお尋ねでございました。これは、全くその通りでございまして、昨年度1度に75名のエージェントを配置されております。大体、いまのところ258～9の協同組合の地区がございます。

それに十分なエージェントを配置して、十分な農業指導に当たらせますためには、少くとも200名以上のエージェントは、当然必要じゃないかと私たち考えております」と200名以上の普及員の必要性を強調した。

「しかし、これも国費予算の関係でどうなりますか、いまのところ私たちには分りません。おそらく、農業改良局にいたしましても、できるだけのエージェントを普及させまして、いわゆる純粋な意味での技術普及の態勢を確立するという面につきましては、相当努力しているのだろうと思います。」

今までの、いわゆる農業会の技術員という意味合いから、もう一段上に立ちまして、本当の意味での技術員として確立するような考を探ってゆくだろうと思っているのでございまして、この点は75名で私たち満足しているわけではございません。

おそらく、國の方の予算で相当数の増員が短時間の間にできないというふうなことがあれば、根本的に私は農業指導、技術指導という面におきましては、府といたしましても、相当な額を盛って将来考えなくちゃならないのじゃないか、とも考えているような次第でございます。それから、普及技術員の希望者

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

なり、あるいは待遇なりの問題について御質問があったわけでございますが、先般来エージェントの試験を施行いたしました。これは、いわゆる国家試験で、……253名の受験者がございます。……大学の先生方、あるいは農事試験場の技師方によります試験委員の手によって試験されました結果、合格者は174名でございます。その中、……就職希望者は113名になっておりまして、大体65%ぐらいが就職希望。……

非常に能力の劣るものが来ているのじゃないかというような御心配もあるやと聞きましたが、学力の点におきましても、学歴の点におきましても、相当立派な人が受けに来ております。……今までとは違った意味での、本当の意味で技術者はこれで農業技術者として立ち得るのだという希望に燃えていることを附け加えておきます³⁹⁾」と説明している。府としても、国の施策にとどまらず、積極的に援助することを示唆した。

2. 発足下の問題点

1) 事務職員の必要性

さらに、6月議会では、赤川福三郎議員が、「戦時中から戦後にかけて、技術員の信用が非常に低下した。この原因を尋ねてみると、農業技術員がいわゆる本来の使命を忘れて、供出その他統制方面の事務に忙殺されたために、本来の技術活動が十分できなかったという憾があるのでございます。

それがために、農業会を解散いたしまして、協同組合に移行せんといたします当時におきまして、技術員の在り方について相当農家、専門家からの批判の声が放たれたのであります。

今回、設置されました農業改良技術普及吏員は、こうした行政的な事務から全然離脱して、もっぱら技術の面に恵念する、我々府民の非常に要望する技術員が設置されましたことは、御同慶に堪えぬところであります。

しかしながら、ここ数ヶ月の実績を振り返って考えますと、いまなおこの難

39) 同上 563~564ページ。

務に追われる傾向があるやに見受けるのであります。前年惨害を見ました例の府下の被害の如き、あるいは本年の気候からいたしますれば、病虫害の害虫に侵される危険絶無とは云い難いのであります。かかる時期において、もし従来の如き技術員が、ああいう途を再び繰り返すが如きことがありましたならば、いわゆる技術普及員の信頼というものは、またまた地に墮るという心配があるのであります。

従いまして、私はこの使命を達成さすには、どうしても事務的処理職員を配置しなければならぬ、というように考へるのであります。本追加予算には御計上がない。将来これに対する設置のお考へがあるかどうか⁴⁰⁾」とせまっている。事務に忙殺されている技術員を、本来の業務である技術の普及、農業生産力の拡大に専念できるように配慮しろということであった。

これに対して、松本經濟部長は、「御意見の通りでございまして、……技術の面において、増産を図ってゆかねばならぬというような考の下に、改良普及法案が出たわけであります。私たちは、この法案の趣旨の下に改良技術員を試験いたしまして、そして、これの銓衡は、32地区に別れております各地区の改良普及委員会におきまして銓衡して、その上で任命しているわけであります。

この委員会に対しましては、私たち指導者といたしましては、法案の趣旨に則りまして、できるだけ事務はやらない。現場に働くための各種の機械器具を全部とり寄せておりまして、毎日のように村から村へ、部落から部落へと廻って農家の相談に応じる。ファーム・アドバイサーと呼んでおりますが、本当のファーム・アドバイサーになる。農家の指導者になれと云つて指導しておりますが、勿論改良技術に就きますが、事務的な処理をするようなことは、殆んどしておらないようであります。

しかし、その事務におきまして、いろいろ雑務もありましょうし、そういう関係で事務に使われる点もあるかと思いますが、なお今後ともこの点は十分注意いたしまして、本来の技術の成果が挙がるよう努めてゆきたいと思います。

なお、最近の技術員の勉強の仕方でございますが、……農民の中から選挙さ

40) 同上 6月24日 255~256ページ。

れました地区の改良普及委員会が、とくに農村をお廻りになっております地区におきましては、これは農民から非常に感謝されております。

普及技術員は体力をすり減らすほど、……非常に激務と思われるくらいの職務に忠実に励んでおりまして、この点は私も今後技術の振興といたしまして、本当に有難いのじゃないか、……生まれましてまだ3ヶ月足らずでございますが……⁴¹⁾』と答えた。

3. 普及事業の拡充をめぐって

1) 普及員の増員

昭和25年には、安田才市郎議員が、普及員の増員問題をとりあげて、「昨年、農業改良委員会ができまして、京都府下各32地区におきまして、昨年は6,000円づつこの委員会費を頂いておったのであります、今回32地区と、これを区分いたされました5地区に対しまして、37万円という金がここに計上してあります。我々、地区委員会といたしましては、先ほど部長の方から申されました通り、今まで技術員といたしましては、到底末端まで廻って、そうして農民に事詳しく教えるということができなかつたために、今回この委員会ができ、かつまたこの指導員ができたのであります。この運営におきましては、各市町村におきまして、相当多額の補助を貰つておるのであります、すでに昨年は各地区におきましても、別に事務員を置きました、そして、各町村から負担をしてやっておるのであります。本府といたしましては、この事務員は指導員が兼務してやる。こういうことらしく私承つておるのでありますが、各32地区1地区におきまして、1人や2人の指導員では到底事務担当と両方では、現在の農民に納得させ得ないのであります。結果、ここにこれだけの予算を頂いているのですが、私の郡といたしましては、各町村から何十万という補助を頂きました、それによりまして現代農村の民主化指導に当らしているのであります。何とかこの現在の農村をもう少し民主化さし、そして徹底さするために

41) 同上 257ページ。

は、これを見ますと、国庫補助として出ておりますが、府といたしまして何とかもう少し、その補助を出していただきまして、せめて3名なり5名なりの技術員を置くということにしていただきたいことを希望すると同時に、今後いかにせられるかということを聞きたいのであります⁴²⁾」と意見を述べている。

府下32地区に1～2人の普及員の配置では、農民の期待に充分に答えることはできなかった。この改善は増員以外になかった。

2) 普及事業経費の不足

山本農務課長は、安田議員の質問に対して、「改良委員会の経費が少いというお言葉でございましたが、御存じの通り、農業改良事業は改良助長法に基きまして、国費3分の2、府費3分の1という大体の経費の分担で行っておる事業であります。この改良委員会に関しましては、大体農業調整委員会とか、あるいは農地委員会とかの法制上の委員会と異なりまして、地区の改良委員がお互いに腰弁で集まりまして、互いにその地区の改良を話し合って、忌憚のない意見を交換する、いわば非常に手軽な委員会。たびたび開催しながら、改良事業を促進してゆく手軽な委員会という考え方からいたしまして、国の方からは、これに対する経費が全然参っておらなかつたのであります。しかしながら、私の考といたしましては、地区におきまして、改良事業を促進してゆきます重要な母体が改良委員会でありますから、不十分ではございますけれども、1委員会あたり10万円、その他の地区の協議会に対しまして1万円という経費を、組んでおるわけでございます。ただ、地区的事務員につきましては、別途事務諸費といたしまして、1地区事務所あたり、11万4,300円を計上いたしまして、改良事業が円滑に推進できるようにいたしております。

なお、改良普及員が非常に少いという点につきましては、私ども前々からそういう声も聞いておりますので、本年度は非常に財源等で苦しい折からではありますけれども、75名の増員をとくにいたしました。大体、今までよりも、

42) 同上 昭和25年第3号 3月9日 613～615ページ。

京都府議会における供米・食糧対策と農業改良をめぐる審議過程

地区の駐在の技術員が2倍程度になります。さらに、改良事業が十分推進できるように取り計らいたいと思っておる次第であります⁴³⁾」と答えている。当初から改良事業については、予算が充分ではなく、期待されるような普及指導を展開するにはかなりの困難があった。

—つづく—

おわりに

この稿は、京都府農業会議編「京都府農地改革史」のために執筆したものであるが、印刷枚数の制限によって、やむなく割愛されたものである。資料の便宜をいただいた京都府ならびに京都府議会図書館に深甚の謝意を表わすものである。

43) 同上 616~617ページ。

